北
 上
 川
 水
 系
 河
 川
 整
 備
 基
 本
 方
 針

 本
 文
 新
 旧
 対
 照
 表

令和7年10月15日 国土交通省 水管理・国土保全局

北上川水系

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
1	北上川水系河川整備基本方針	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	
	平成24年11月	令和 年 月	
	国土交通省 水管理・国土保全局	国土交通省 水管理・国土保全局	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	目次	目次	
2	1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・・・1 (1)流域及び河川の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1)流域及び河川の概要	
	(参考図)北上川水系図 巻末	(参考図)北上川水系図 巻末	

			九工川小尔
	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
3	1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
3	(1)流域及び河川の概要	(1)流域及び河川の概要	
	*たかみがり 北上川は、幹川流路延長 249 km、流域面積 10,150km²の東北第	北上川は、幹川流路延長 249 km、流域面積 10,150km² の東北第	・表現の適正化
	いわてくんいわてまちみどう 一の一級河川である。その源は、岩手県岩手郡岩手町御堂に発し、	一の一級河川である。その源は、岩手県岩手郡岩手町御堂に発し、	
	北上高地、奥羽山脈から発する猿ヶ石川、雫石川、和賀川、	北上高地から発する猿ヶ石川、奥羽山脈から発する雫石川、	
	胆沢川等幾多の大小支川を合わせて岩手県を南に縦貫し、	和賀川、胆沢川等幾多の大小支川を合わせて岩手県を <mark>北から</mark> 南に	
4	ー関市下流の狭窄部を経て宮城県に流下する。その後、登米市	縦貫し、一関市下流の狭窄部を経て宮城県に流下する。その後、	
	柳津で旧北上川に分派し、本川は新川開削部を経て追波湾に注	登米市柳津で旧北上川と分派し、本川は新川開削部を経て	
	ざ、旧北上川は宮城県栗原市栗駒山から発する 迫 川 と宮城県	はきまがた。 追波湾に注ぎ、旧北上川は宮城県栗原市栗駒山から発する迫川	
	大崎市荒雄岳から発する江合川を合わせて平野部を南流し	と宮城県大崎市荒雄岳から発する江合川を合わせて平野部を南	
	น 巻 湾 に注いでいる。	流し石巻湾に注いでいる。	
	************************************	その流域は、岩手県の県都盛岡市や宮城県東部地域における第	・表現の適正化
	一の都市である石巻市など 11 市 9 町 1 村(岩手県内 7 市 7 町 1	一の都市である石巻市など 12 市 9 町(岩手県内 8 市 7 町、宮城	・時点更新 (土
	村、宮城県内4市2町)の市町村からなり、流域の土地利用は山	県内4市2町)の市町からなり、流域の関係市町の人口は、昭和	地利用)
	林が約 78%、水田や畑地等の農地が約 19%、宅地等の市街地が	50年(1975年)と令和2年(2020年)を比較すると約139万人	・人口、高齢化
	約3%となっている。沿川には東北新幹線、JR 東北本線、JR 仙	から約 137 万人に減少し、高齢化率は約 10%から約 33%に大き	率を追記
	石線、東北縦貫自動車道、三陸縦貫自動車道、国道4号、国道45	く変化している。流域の土地利用は山林等が約 79%、水田や畑地	
5	号等が位置し、東北地方の基幹交通ネットワークが形成されてい	等の農地が約 17%、宅地等の市街地が約 4%となっている。	
3	る。また、古来より中尊寺、毛越寺等の奥州藤原文化に見られる	流域では、東北新幹線、JR 東北本線、JR 仙石線、東北縦貫自	
	ような東北独自の文化を育んだ大河であり、現在も豊かな自然環	動車道、三陸 <mark>沿岸道路</mark> 、国道 4 号、国道 45 号等、東北地方の基	
	境に加え、イギリス海岸、展勝地、猊鼻渓、鳴子峡など優れた	幹交通ネットワークが形成され、 <mark>交通の要衝となっ</mark> ている。また、	
	景勝地が随所に残されている。	古来より中尊寺、毛越寺等の奥州藤原文化に見られるような東	
	このように、北上川は東北地方における社会・経済・文化の基	北独自の文化を育んだ大河であり、現在も豊かな自然環境に加	
	盤をなしており、治水・利水・環境についての意義は極めて大き	てんしょうち げいびけい なるこきょう え、イギリス海岸、展勝地、猊鼻渓、鳴子峡など優れた景勝地	
	l I _o	が随所に残されている。	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		このように、北上川は東北地方における社会・経済・文化の基	
		盤をなしており、治水・利水・環境についての意義は極めて大き	
		ll _o	
	北上川流域の地形は、南北に長く東西に狭く、流域の東方は北	流域の地形は、南北に長く東西に狭く、東方は北上高地によっ	・表現の適正化
	上高地によって太平洋に注ぐ諸河川と流域を分かち、北方は	て太平洋に注ぐ諸河川と流域を分かち、北方は七時雨山、西岳等	・時点更新(標
	ななしくれやま、にしだけ 七時雨山、西岳等の連峰によって馬淵川の流域と接し、西方は奥	の連峰によって馬淵川の流域と接し、西方は奥羽山脈を隔て	高)
	羽山脈を隔て米代川、雄物川の流域と接している。東方の北上高	************************************	
	地には、姫神山(1,124m) 早池峰山(1,914m)などの高峰もあ	姫神山(1,12 <mark>3</mark> m) 早池峰山(1,91 <mark>7</mark> m)などの高峰もあるが、大	
6	るが、大部分は老年期の隆起準平原の地形を呈し、中央部から周	部分は老年期の隆起準平原の地形を呈し、中央部から周辺部へ向	
	辺部へ向けてなだらかな勾配となっている。西方の奥羽山脈の地 にまがたけ、 やけいだけ	けてなだらかな勾配となっている。西方の奥羽山脈の地形は急峻	
	では急峻で、岩手山(2,038m)駒ヶ岳(1,637m)焼石岳(1,548m)	で、岩手山(2,038m) 秋田駒ヶ岳(1,637m) 焼石岳(1,547m)	
	莱駒山(1,628m)などがあり、現在も火山の姿をとどめている。	栗駒山(1,62 <mark>6</mark> m)などがあり、現在も火山の姿をとどめている。	
	流域を形成する奥羽山脈の南部は、西方で高く、東方は次第に低	流域を形成する奥羽山脈の南部は、西方で高く、東方は次第に低	
	くなり扇状地が発達し、さらに東方には広大な沖積平野が展開し	くなり扇状地が発達し、さらに東方には広大な沖積平野が展開し	
	ている。	ている。	
	北上川流域の地質は、大きく北上高地、奥羽山脈及び北上川沿	流域の地質は、大きく北上高地、奥羽山脈及び北上川沿川平野	・表現の適正化
	川平野の3つに区分される。北上高地の主要部分は古生代の地層	の 3 つに区分される。北上高地の主要部分は古生代の地層であ	
	であり、主として輝緑凝灰岩、チャート、砂岩、粘板岩、礫岩な	り、主として輝緑凝灰岩、チャート、砂岩、粘板岩、礫岩などで	
	どで構成されている。一方、奥羽山脈は新第三紀の地層で主とし	構成されている。一方、奥羽山脈は新第三紀の地層で主として砂	
7	て砂岩、頁岩、凝灰岩などで構成されており、これらの地層を安	岩、頁岩、凝灰岩などで構成されており、これらの地層を安山岩	
	山岩溶岩、砕屑岩、泥流、ローム等の火山噴火物が覆っている。	溶岩、砕屑岩、泥流、ローム等の火山噴火物が覆っている。北上	
	北上川沿川平野は、第四紀に北上川の本川及び支川からの土砂の	川沿川平野は、第四紀に北上川の本川及び支川からの土砂の運搬	
	運搬作用による沖積層、洪積層により形成されたものであり、亜	作用による沖積層、洪積層により形成されたものであり、亜炭層	
	炭層が広く分布している。	が広く分布している。	
	北上川流域の気候は、南北に走る北上高地、奥羽山脈と、三陸	流域の気候は、南北に走る北上高地、奥羽山脈と、三陸沖合で	・表現の適正化
8	沖合で相接する親潮寒流と黒潮暖流の影響、また北緯 35 度以北	相接する親潮寒流と黒潮暖流の影響、また北緯 35 度以北に位置	
	に位置し冷涼な中緯度気候帯と温暖な低緯度気候帯の境界付近	し冷涼な中緯度気候帯と温暖な低緯度気候帯の境界付近に位置	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	に位置することが特徴である。このような特徴から、奥羽山脈の	することが特徴である。このような特徴から、奥羽山脈の山沿い	
	山沿いの地方では冬に雪の多い日本海式気候、夏は朝晩の気温の	の地方では冬に雪の多い日本海式気候、夏は朝晩の気温の差の大	
	差の大きい内陸性気候となり、また東側の北上高地は気温が低く	きい内陸性気候となり、また東側の北上高地は気温が低く高原的	
	高原的な気候となる。北上川沿いの内陸地域は一日の気温差と一	な気候となる。北上川沿いの内陸地域は一日の気温差と一年を通	
	年を通して気温差の大きい内陸性気候となっているのに対し、宮	して気温差の大きい内陸性気候となっているのに対し、宮城県側	
	城県側の下流地域は海洋性の気候で、夏涼しく冬は暖かいのが特	の下流地域は海洋性の気候で、夏涼しく冬は暖かいのが特徴であ	
	徴である。流域の年間降水量は、平野部及び北上高地は1,000~	る。流域の <mark>平均</mark> 年間降水量は 1,500mm 程度であり、平野部及び北	
	1,300mm 程度、奥羽山脈の山地部で 1,500~2,500mm 程度となっ	上高地は 1,000~1,300㎜ 程度、奥羽山脈の山地部で 1,500~	
	ている。	2,500mm 程度となって い る。	
	源流域から山間渓谷部を流下する区間は、岩手山とその山麓に	北上川の源流域から山間渓谷部を流下する区間は、岩手山とそ	・表現の適正化
9	広がる広大な丘陵地を背景にブナやナラ類等の広葉樹林帯であ	の山麓に広がる広大な丘陵地を背景にブナやナラ類等の広葉樹	
	り、瀬と淵の連続する渓流にはイワナやヤマメ等が生息してい	林帯であり、瀬・淵の連続する渓流にはイワナやヤマメ等が生息	
	3 .	している。	
	盛岡市街地区間を流下する上流域は、川幅が狭く河床勾配も	北上川の上流域は、四十四田ダムから中津川・雫石川三川合流	・表現の適正化
	1/200~1/600 と急流で、瀬と淵が連続する変化に富んだ流れを	点に至るまでの盛岡市街地を流下する区間であり、川幅が狭く河	・特徴となる種
	呈している。河川敷は人工草地が主であるが、公園やサイクリン	床勾配も <mark>概ね 1/400~1/600 と急流で、瀬・淵が連続する変化に</mark>	の追記
	グロードなども整備されている。河道内の樹木にはカワセミやチ	富んだ流れを呈している。河川敷は人工草地が主であるが、公園	
10	ゴハヤブサ等の猛禽類の姿も見られる。また沿川の湧水池はトウ	やサイクリングロードなども整備されている。河道内の樹木には	
	ホクサンショウウオの産卵場となっている。水域ではサケ、アユ	チゴハヤブサ等の猛禽類やカワセミ、 <mark>ヤマセミ等</mark> の姿も見られ	
	が産卵のために遡上してくる他、ウグイの遡上も見られる。	る。また沿川の湧水池はトウホクサンショウウオの産卵場となっ	
		ている。水域ではサケ、アユ <mark>等</mark> が産卵のために遡上してくる <mark>ほか</mark> 、	
		ウグイの遡上も見られ、瀬・淵には絶滅危惧種のスナヤツメ南方	
		種等も生息している。	
	雫石川合流後から一関市周辺に至るまでの中流域は、水田等の ***	北上川の中流域は、中津川・雫石川三川合流点から一関遊水地	・表現の適正化
11	耕作地を主とした平野の中央を流れ、花巻市、北上市、奥州市、	に至るまでの区間であり、水田等の耕作地を主とした平野の中央	・特徴となる種
	一関市の市街地が形成されている。この間では、猿ヶ石川や和賀	を流れ、花巻市、北上市、火火州市、一関市の市街地が形成されて	の追記
	川、胆沢川等の主要な支川が合流し、川幅が広く、河床勾配は約	いる。この間では、猿ヶ石川や和賀川、胆沢川等の主要な支川が	・区間の細分化

			11111111111111111111111111111111111111
	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	1/1,000 前後であり、連続した瀬と淵や中州も見られ、変化に富	合流し、川幅が広く、河床勾配は <mark>概ね</mark> 1/700~1/2,000 である。	
	んだ流れになっている他、渇水時に姿を現すイギリス海岸や桜の	連続した瀬・淵や中州も見られ、変化に富んだ流れになっている	
	名勝として知られる展勝地等の特徴的な河川景観が見られる。河	ほか、渇水時に姿を現すイギリス海岸や桜の名勝として知られる	
	畔には、シロヤナギやオニグルミ等が分布し、ニホンリスやアカ	展勝地等の特徴的な河川景観が見られる。	
	ゲラ等の生息域となっている他、冬に飛来するオオワシ、オジロ	中津川・雫石川三川合流点から和賀川合流点までの区間は、河	
	ワシ等の休息場にもなっている。また、オオハクチョウやカモ類	畔には、シロヤナギやオニグルミ等が分布し、ニホンリスやアカ	
	が越冬のため多数飛来し、餌付けの光景も見られる。早瀬はサケ、	ゲラ、ササゴイ等の生息域となっているほか、冬に飛来する <mark>絶滅</mark>	
	アユ、ウグイの産卵場となっている。	危惧種のオオワシやオジロワシ等の休息場にもなっており、 ヨシ	
		原等の水生植物帯はオオヨシキリ、礫河原は絶滅危惧種のイカル	
		チドリ等の生息・繁殖場として利用されている。水域では、ワン	
		ド・たまりが絶滅危惧種のタナゴ等の生息・繋殖場となっており、	
		連続する瀬・淵はサケ、アユ、サクラマス等の生息・繁殖場とな	
		っているほか、絶滅危惧種のミサゴ等の餌場としても利用されて	
		いる。	
		和賀川合流点から一関遊水地までの区間は、シロヤナギやオニ	
		グルミ等の河畔林がコゲラ等の生息・繁殖場となっており、ハク	
		チョウ・カモ類、マガン等が越冬のため多数飛来し、低・中茎草	
		地を餌場として利用している。礫河原は絶滅危惧種のイカルチド	
		リ等、連続する瀬・淵はサケ、アユ、サクラマス、スナゴカマツ	
		カ等の生息・繁殖場となっている。	
	岩手・宮城県境は、山地が河川間際まで迫った狭窄部となって	北上川の狭窄部は、一関遊水地から岩手・宮城県境付近の区間	・表現の適正化
	おり、河床勾配も 1/3,700~1/7,600 と非常に緩やかで、瀬はほ	で、山地が河川間際まで迫っており、河床勾配 <mark>は</mark> 1/2,000~	・特徴となる種
	とんどなく淵も明瞭ではない穏やかな流れになっている。山地が	1/4,000 と緩やかで、瀬はほとんどなく淵も明瞭ではない穏やか	の追記
12	迫っていることからケヤキやコナラ等の山地斜面に見られる樹	な流れになっている。 <mark>河岸には</mark> ケヤキやコナラ等の山地斜面に見	
	木が多く、オオタカやミサゴ等の猛禽類が「止」、木等に利用してい	られる樹木が多く、オオタカや <mark>絶滅危惧種の</mark> ミサゴ等の猛禽類、	
	る。また、サギ類の営巣地にもなっており、やや開けた箇所には	ヤマセミ等が正本等に利用している。また、サギ類の営巣地に	
	オギ等の湿生草地が見られ、オオヨシキリ等の営巣地となってい	もなっており、やや開けた箇所にはオギ <mark>やヨシ</mark> 等の湿生草地が見	

			40上/11小小
	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	る。水域では河岸沿いの所々にある淵にモクズガニが生息してい	られ、オオヨシキリ等の営巣地となっている。水域は、多様な水	
	る。	際環境に絶滅危惧種のニホンウナギ等、河岸沿いの所々にある淵	
		にモクズガニが生息している。	
	県境付近から下流域では広い田園地帯を流下し、河床勾配も	北上川の下流域は、岩手・宮城県境付近から北上大堰に至るま	・表現の適正化
	1/5,000~1/17,000 と非常に緩やかで、川の湾曲する箇所で大き	での区間であり、広い田園地帯を流下し、河床勾配も 1/5,000~	・特徴となる種
	な淵が見られる。このため、ニゴイやタモロコ等の緩流に生息す	1/12,000 と非常に緩やかである。	の追記
	る魚類が見られる他、ウグイなどの回遊魚も生息している。河口	岩手・宮城県境付近から旧北上川分派地点までの区間は、川の	・区間の細分化
	域の河岸に広大なヨシ原が広がり、環境省の「日本の音風景 100	湾曲する箇所で大きな淵が見られ、ハクチョウ・カモ類の集団越	
	選」に指定された。また、淡水と海水が混じり合う汽水域では、	冬地となっており、低・中茎草地は餌場として利用されている。	
	ニゴイ、ナマズ等の純淡水魚、ウナギ等の回遊魚の他にマハゼ等	水域ではニゴイや絶滅危惧種のタナゴ等の緩流に生息する魚類	
	の汽水・海水魚も見られ、北上大堰下流から河口域にかけてはヤ	が見られ、ウグイなどの回遊魚も生息している。	
	マトシジミの漁場となっていたが、このような環境が東北地方太	旧北上川分派地点から北上大堰までの区間では、湛水域がハク	
	平洋沖地震による広域的な地盤沈下及び津波により大きく変化	チョウ・カモ類の集団越冬地となっており、低・中茎草地は餌場	
	している。	として利用されている。多様な水際環境は絶滅危惧種のニホンウ	
13		ナギ等、ワンド・たまりは絶滅危惧種のタナゴ等の生息・繁殖場	
13		となっている。	
		北上川の汽水域は、北上大堰より下流河口部までの区間であ	
		り、淡水と海水の混じり合う感潮域となっており、河床勾配も約	
		1/17,000 と非常に緩やかである。河口から 10 km付近までの広大	
		なヨシ原は、絶滅危惧種のヒヌマイトトンボやチュウヒ等の生息	
		場となっており、環境省の「日本の音風景 100 選」にも指定され	
		ている。ハマナスや絶滅危惧種のウミミドリ、水域ではニゴイ、	
		ナマズ等の純淡水魚、絶滅危惧種のニホンウナギ等の回遊魚の他	
		にマハゼ等の汽水・海水魚も見られ、ヤマトシジミの漁場となっ	
		ている。	
		この多様な河川環境が平成 23 年 (2011 年)3 月 11 日に発生し	
		た東北地方太平洋沖地震による広域的な地盤沈下及び津波によ	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		り大きな影響を受けたため、北上川河口部復旧・復興事業等によ	
		り河川環境の保全・再生の取組を行っている。さらに、東北地方	
		太平洋沖地震後の余効変動により地盤上昇が継続しており、かつ	
		てヨシ原であった箇所への外来種の侵入が懸念されることから、	
		ヨシ原を含めた良好な河川環境を保全・創出するため自然再生事	
	LEASTER ! LEE	業を実施している。	
	旧北上川は、北上川 26km 付近の鴇波洗 堰と脇谷洗 堰・閘	旧北上川は、北上川 26km 付近の鴇波水門・洗 堰 と脇谷水門・	・15 から移動
	門・水門から分脈し、迫川、旧迫川、江合川を合わせて、石巻市	洗 堰・閘門から <mark>分派</mark> し、迫川、旧迫川、江合川を合わせて、石	・表現の適正化
	街地を貫流し石巻湾へ流下する。旧北上川の河床勾配は 1/5,000	巻市街地を貫流し石巻湾へ流下する。旧北上川の河床勾配は	・特徴となる種
	~1/10,000 と非常に緩やかで、洪積台地や沖積低地で構成され	1/5,000~1/10,000 と非常に緩やかで、台地や沖積低地で構成さ	の追記
	る仙北平野は日本有数の稲作地帯となっている。河口から 8km 付	れる仙北平野は日本有数の稲作地帯となっている。	・区間の細分化
	近には明治時代に東北開発の一環として、一大貿易港として位置	旧北上川の下流域は、旧北上川分派地点から江合川合流点付近	
	づけた野蒜築港の建設と相まって開削された北上運河があり、旧	までの区間であり、多様な水際環境には絶滅危惧種のニホンウナ	
	北上川と鳴瀬川河口とを結んでいる。運河は交通体系の変化の中	ギが生息し、点在するワンド・たまりはギンブナ等の生息・繁殖	
	で舟運としての役割を終えているが、今日、歴史的遺産として見	場となっている。また、豊里大橋付近の沼には、ヒシ、絶滅危惧	
14	直されてきている。	種のアサザ等の浮葉植物やホザギノフサモ等の沈水植物の水生	
''	河口から江合川合流点付近までは感潮区間となっており、満潮	植物群落が見られる。	
	時になると開北橋付近まで低層に海水が入り込みヒラメ、クサ	旧北上川の汽水域は、江合川合流点付近から河口部までの区間	
	ウオ、マサバ、コチ等の純海水性の魚や、ボラ、メナダ、クルメ	であり、植物群は、木本群落ではヤナギ群落、オニグルミ群落、	
	サヨリ等の汽水性の魚が見られていたが、河口部については、こ	草木群落ではオギ群落やヨシ群落が見られ、絶滅危惧種のヒヌマ	
	のような環境が東北地方太平洋沖地震による広域的な地盤沈下	イトトンボやチュウヒの生息・繁殖場となっている。水域では、	
	及び津波により大きく変化している。	満潮時になると開北橋付近まで低層に海水が入り込むことか	
	植物群は、木本群落ではヤナギ群落、オニグルミ群落で、草木	ら、ヒラメ、クサウオ、マサバ、コチ等の純海水性の魚や、ボラ、	
	群落ではヨシ群落とオギ群落が見られる。また、豊里大橋付近の	メナダ、 <mark>絶滅危惧種の</mark> クルメサヨリ等の汽水性の魚が見られ <mark>るほ</mark>	
	小さな沼には、ヒシ、アサザ等の浮葉植物やホザギノフサモ等の	か、多様な水際環境に絶滅危惧種の二ホンウナギ等が生息してい	
	沈水植物の水生植物群落が見られる。	<u> న</u> .	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		河口部は河川沿いに家屋が連坦する港町であったが、東北地方	
		太平洋沖地震による広域的な地盤沈下及び津波により多大な影	
		響を受けた。現在は、復旧・復興事業にて実施した「石巻地区か	
		わまちづくり」によりこの区間に新たな賑わいが生まれている。	
		また、旧北上川の河口から 8km 付近には明治時代に東北開発の	
		一環として、一大貿易港として位置づけた野蒜築港の建設と相ま	
		って開削された北上運河があり、旧北上川と鳴瀬川河口とを結ん	
		でいる。運河は交通体系の変化の中で舟運としての役割を終えて	
		いる。これらの施設は、歴史的遺産として見直されてきており、	
		野蒜築港関連事業 (野蒜築港跡地、石井閘門、北上運河、東名運	
		河、貞山運河)として土木学会選奨土木遺産に認定されている。	
		旧北上川の右支川迫川には、ラムサール条約登録湿地である	
		けずぬま、うちぬま、かぶくりぬま 伊豆沼・内沼、蕪栗沼・ <mark>周辺水田があり</mark> 、ハクチョウ、マガンを	
		はじめとする渡り鳥の越冬地となって <mark>いる。</mark> 特にマガンは日本に	
		飛来する約80%が渡って来ている。	
	迫川筋に位置しラムサール条約登録湿地である伊豆沼、内沼、 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1		・14 へ移動
15	蕪栗沼は、ハクチョウ、マガンをはじめとする渡り鳥の越冬地と		
15	なっており、特にマガンは日本に飛来する約80%が渡って来てい		
	ప .		
		旧北上川の右支川である江合川は、荒雄岳を源流とし、紅葉で	・江合川につい
		有名な鳴子峡より流下してくる右支川大谷川を合わせ、山間区間	て追記
		を流下する。その後、大崎耕土の中心部を東流し、大崎市古川地	
16		先で新江合川を派川とし、田尻川、出来川等の支川を途中で合わ	
		せ、旧桃生郡河南町(現石巻市)の和渕にて旧北上川に合流する。	
		下流区間の河床勾配は 1/1,500~1/2,000 程度で、瀬と淵が連続	
		して交互に見られる。河岸はハクチョウ・カモ類の集団越冬地と	
		なっており、低・中茎草地は餌場として利用されているほか、ワ	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		ンド・たまりはジュズカケハゼの生息・繁殖場、瀬・淵は絶滅危	
		惧種のギバチの生息・繁殖場となっている。	
		新江合川は、江合川から鳴瀬川に洪水を分派させる目的で、昭	・新江合川につ
		和 32 年(1957年)に開削した人工河川である。河床勾配が 1/1,900	いて追記
17		程度であり、水面幅 2~4m 程度の直線的な流れとなっている。流	
17		水の影響を受ける河岸沿いには、ヨシ群落、オギ群落、セリ・ク	
		サヨシ群集が分布しており、ナガエミクリが群落を形成してい	
		<u> న</u> .	
		北上川本川や支川においては、特定外来生物として、植物では	・特定外来生物
		ハリエンジュ、オオブタクサ、アレチウリ、オオハンゴンソウ等	を追記
18		が拡大している。両生類ではウシガエル、哺乳類ではアライグマ	
		が確認され、魚類ではオオクチバスやブルーギル等が継続的に生	
		息している。	
	北上川の河川改修は、江戸時代に洪水防御や舟運航路確保のた	北上川の河川改修は、江戸時代に洪水防御や舟運航路確保のた	・西暦追記
	めの河道開削や付替えが行われ、著名なものとしては伊達政宗の	めの河道開削や付替えが行われ、著名なものとしては伊達政宗の	
	家臣川村孫兵衛による北上川本川、旧迫川、江合川の三川付替が	家臣川村孫兵衛による北上川本川、旧迫川、江合川の三川付替が	
19	挙げられる。この河川工事によって新田開発が活発になったほ	挙げられる。この河川工事によって新田開発が活発になったほ	
13	か、上流域の産米を江戸に廻米するための水上輸送網が確立され	か、上流域の産米を江戸に廻米するための水上輸送網が確立され	
	た。明治 13 年からは、主に水上交通網整備として低水工事がな	た。明治 13 年(1880 年)からは、主に水上交通網整備として低	
	され、河口の石巻から盛岡までの間の舟運航路が確保され、一関	水工事がなされ、河口の石巻から盛岡までの間の舟運航路が確保	
	市までは蒸気船の運航もなされた。	され、一関市までは蒸気船の運航もなされた。	
	北上川の治水事業の沿革は、明治 43 年 9 月の大洪水を契機に	北上川の治水事業の沿革は、明治 43 年 (1910年) 9 月の大洪	・西暦追記
20	下流部の宮城県側について、柳津における計画高水流量を	水を契機に下流部の宮城県側について、柳津における計画高水流	
	5,570m³/s として、明治 44 年から北上川第一期改修に着手し、柳	量を 5,570m³/s として、明治 44 年 (1911 年) から北上川第一期	
	津地先に旧北上川へ 840m³/s 分派する鴇波洗堰と脇谷洗堰・閘	改修に着手し、柳津地先に旧北上川へ 840m³/s 分派する鴇波洗堰	
	門・水門を設け、本川として新たに柳津~飯野川の開削と、追波	と脇谷洗堰・閘門・水門を設け、本川として新たに柳津~飯野川	
	湾まで追波川拡幅・付替を行い、計画高水流量 4,730m3/s を流下	の開削と、追波湾まで追波川拡幅・付替を行い、計画高水流量	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	させることとした。また上流部の岩手県側では、五大ダム	4,730m³/s を流下させることとした。また上流部の岩手県側では、	
	(四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、石淵ダム)に	五大ダム(四十四田ダム、御所ダム、佐瀬ダム、湯田ダム、石淵	
	よる洪水調節計画により、狐禅寺における基本高水のピーク流量	ダム) による洪水調節計画により、狐禅寺における基本高水のピ	
	7,700m³/s を 5,600m³/s に低減させることとして、昭和 16 年より	ーク流量 7,700m³/s を 5,600m³/s に低減させることとして、昭和	
	田瀬ダム、石淵ダムの計画に着手した。	16 年(1941 年)より田瀬ダム、石淵ダムの計画に着手した。	
	しかし北上川は、奥羽山脈に降雨が集中する傾向にあり、加え	しかし北上川は、奥羽山脈に降雨が集中する傾向にあり、加え	・表現の適正化
21	て岩手・宮城県境付近に川幅が狭い狭窄区間が約 31km に渡るた	て岩手・宮城県境付近に川幅が狭い狭窄部が約30kmにわたるた	
21	め、狭窄区間並びにその上流を中心に甚大な洪水被害を受けてき	め、狭窄 <mark>部</mark> 並びにその上流を中心に甚大な洪水被害を受けてき	
	<u>た。</u>	た。	
	特に、昭和 22 年のカスリン台風、昭和 23 年のアイオン台風に	特に、昭和 22 年(1947 年)のカスリン台風、昭和 23 年(1948	・西暦追記
	よって基本高水のピーク流量を大幅に上回る洪水が生じたこと	年)のアイオン台風によって基本高水のピーク流量を大幅に上回	・表現の適正化
	から、五大ダムの他に遊水地を位置づけた。昭和 26 年には全国	る洪水が生じたことから、五大ダムの他に遊水地を位置づけた。	
	で初めて「北上特定地域」に指定され、これを受けて昭和 28 年	また、昭和 26 年 (1951 年) には全国で初めて「北上特定地域」	
	に「北上特定地域総合開発計画(KVA事業)」を策定し、基準	に指定され、これを受けて昭和 28 年(1953 年)に「北上特定地	
	地点狐禅寺において、基本高水のピーク流量を 9,000㎡/s とし、	域総合開発計画(KVA事業)」を策定した。これらの計画で、基準	
	五大ダム及び舞川遊水地(現在の一関遊水地の一部)により	地点狐禅寺において、基本高水のピーク流量を 9,000㎡/s とし、	
22	2,700m³/s を調節し、計画高水流量を 6,300m³/s に改定し、五大	五大ダム及び舞川遊水地(現在の一関遊水地の一部)により	
	ダムと鳴子ダムの建設促進が図られた。	2,700m³/s を調節し、計画高水流量を 6,300m³/s に改定し、五大	
		ダムと鳴子ダムの建設促進が図られた。 <mark>なお、これらのダムは歴</mark>	
		史的土木遺産として、平成 28 年 (2016 年)に鳴子ダム、令和 3	
		年(2021年)に五大ダム群(北上川上流総合開発ダム群)が土木	
		学会の選奨土木遺産に認定された。また、令和元年(2019年)に	
		田瀬ダムの「高圧放流設備」が日本機械学会の機械遺産に認定さ	
		れた。	
	昭和 40 年一級河川の指定に伴い、同計画高水流量を内容とす	昭和 40 年(1965 年)の一級河川の指定に伴い、同計画高水流	・西暦追記
23	る工事実施基本計画を決定し、さらにその後相次いだ洪水により	量を <mark>反映した</mark> 工事実施基本計画を <mark>策定</mark> し、さらにその後相次いだ	・表現の適正化
	治水安全度の見直しを行い、昭和 48 年に狐禅寺における基本高	洪水により治水安全度の見直しを行い、昭和 48 年(1973 年)に	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	水のピーク流量を 13,000m³/s とし、ダム群及び一関遊水地によ	狐禅寺における基本高水のピーク流量を 13,000㎡/s とし、ダム	
	リ 4,500㎡/s を調節し、計画高水流量を 8,500㎡/s とする計画に	群及び一関遊水地により 4,500m³/s を調節し、計画高水流量を	
	改定した。	8,500m³/s とする計画に改定した。	
	旧北上川については、明治 44 年~昭和 10 年にかけて、北上川	旧北上川については、明治 44 年(1911 年)~昭和 9 年(1934	・西暦追記
	第一期改修により洪水を新川に通して追波湾に流下させたのが、	年)にかけて、北上川第一期改修により洪水を新川に通して追波	・表現の適正化
	最初の大規模改修である。昭和 24 年には、第一次改定計画が策	湾に流下させたのが、最初の大規模改修である。 昭和 24 年(1949	
	定され、北上川からの洪水時分派流量を 0m³/s と定めた。その後、	年)には、第一次改定計画が策定され、北上川からの洪水時分派	
24	江合川及び迫川の改修計画改定と並行して計画高水流量を全面	流量を 0m³/s と定めた。その後、江合川及び迫川の改修計画改定	
	的に検討し、昭和 28 年に、旧迫川合流後 1,200㎡/s、江合川合流	と並行して計画高水流量を全面的に検討し、昭和 28 年(1953年)	
	後 2,000m³/s と改定、昭和 40 年の一級河川指定に伴い、同計画	に、旧迫川合流後 1,200m³/s、江合川合流後 2,000m³/s と改定、	
	高水流量を内容とする工事実施基本計画を策定した。	昭和 40 年(1965 年)の一級河川指定に伴い、同計画高水流量を	
		反映した工事実施基本計画を策定した。	
	さらに流域の開発状況等から、昭和 55 年に基準地点和渕にお	さらに流域の開発状況等から、昭和 55 年(1980 年)に基準地	・西暦追記
25	ける基本高水のピーク流量を 4,100㎡/s とし、洪水調節施設等に	点和渕における基本高水のピーク流量を 4,100㎡³/s とし、洪水調	
23	より 1,600㎡/s を調節し、計画高水流量を 2,500㎡/s とする計画	節施設等により 1,600m³/s を調節し、計画高水流量を 2,500m³/s	
	に改定した。	とする計画に改定した。	
	支川江合川については、江合・鳴瀬両川改修事業として大正6	支川江合川については、江合・鳴瀬両川改修事業として大正6	・西暦追記
	年に着手したが、その計画は、江合川を当時の志田郡荒雄村地先	年(1917年)に着手したが、その計画は、江合川を当時の志田郡	・表現の適正化
	で締切り、その地点から新江合川を新たに開削して計画高水流量	荒雄村地先で締切り、その地点から新江合川を新たに開削して計	
	1,030m³/s の全部を鳴瀬川に流下させようとするものであった。	画高水流量1,030m³/sの全部を鳴瀬川に流下させようとするもの	
	その後、昭和 24 年の第一次改定計画策定後、鳴子ダムによる洪	であった。その後、昭和 24 年(1949 年)の第一次改定計画策定	
26	水調節計画を含めて、同 28 年に計画高水流量を江合川	後、鳴子ダムによる洪水調節計画を含めて、同 28 年(1953 年)	
	1,100m³/s、新江合川 300m³/s と決定し、鳴子ダムは同 32 年に完	に計画高水流量を江合川 1,100㎡/s、新江合川 300㎡/s と決定し、	
	成、新江合川は同32年に開削工事を実施している。昭和40年の	鳴子ダムは同 32 年 (1957 年) に完成、新江合川は同 32 年 (1957	
	一級河川の指定に伴い、同計画高水流量を内容とする工事実施基	年)に開削工事を実施している。昭和40年(1965年)の一級河	
	本計画を策定したが、流域の開発状況等から、昭和 55 年に基準	川指定に伴い、同計画高水流量を <mark>反映した</mark> 工事実施基本計画を策	
	地点荒雄における基本高水のピーク流量を 2,700m³/s とし、この	定したが、流域の開発状況等から、昭和 55 年(1980 年)に基準	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	うち鳴子ダムによる調節流量を 900m³/s、河道への分配流量を	地点荒雄における基本高水のピーク流量を 2,700㎡/s とし、この	
	1,800㎡³/s とし、新江合川を通じて鳴瀬川に 800㎡³/s を分派する	うち鳴子ダムによる調節流量を 900m³/s、河道への配分流量を	
	計画に改定した。	1,800㎡³/s とし、新江合川を通じて鳴瀬川に 800㎡³/s を分派する	
		計画に改定した。	
	支川迫川については、昭和7年に中小河川迫川下流第一期改良	支川迫川については、昭和7年(1932年)に中小河川迫川下流	・西暦追記
	工事として治水事業に着手し、次いで、昭和 15 年から迫川上流	第一期改良工事として治水事業に着手し、次いで、昭和 15 年	・表現の適正化
	第一期改良工事として上流改修に着手したが、カスリン台風、ア	(1940 年)から迫川上流第一期改良工事として上流改修に着手	
	イオン台風及び昭和 25 年 8 月の台風による洪水により、多目的	したが、カスリン台風、アイオン台風及び昭和 25 年(1950 年)	
	ダム、遊水地等の洪水調節計画を含めて、昭和 28 年には、計画	8月の台風による洪水により、多目的ダム、遊水地等の洪水調節	
	高水流量を迫川下流で 900m³/s、旧迫川下流部で 300m³/s と決定	計画を含めて、昭和 28 年(1953 年)には、計画高水流量を迫川	
27	した。さらに、昭和 40 年一級河川の指定に伴い、同計画高水流	下流で 900m³/s、旧迫川下流部で 300m³/s と決定した。さらに、	
	量を内容とする工事実施計画を決定した。その後、流域の開発状	昭和 40 年(1965 年)一級河川指定に伴い、同計画高水流量を反	
	況等から、昭和 55 年に迫川の基準地点佐沼及び旧迫川の基準地	映した工事実施基本計画を策定した。その後、流域の開発状況等	
	点三方江においてダム群及び遊水地の洪水調節施設計画を含め	から、昭和 55 年(1980年)に迫川の基準地点佐沼及び旧迫川の	
	て計画高水流量をそれぞれ 1,000m³/s、350m³/s とする計画に改	基準地点三方江においてダム群及び遊水地の洪水調節施設計画	
	定した。	を含めて計画高水流量をそれぞれ 1,000m³/s、350m³/s とする計画	
		に改定した。	
	その後、平成9年の河川法改正に伴い、北上川水系河川整備基	その後、平成9年(1997年)の河川法改正に伴い、北上川水系	・西暦追記
	本方針を平成 18 年 11 月に策定し、北上川の基準地点狐禅寺にお	河川整備基本方針を平成 18 年(2006 年)11 月に策定し、北上川	
	ける基本高水のピーク流量を 13,600m³/s とし、流域内の洪水調	の基準地点狐禅寺における基本高水のピーク流量を 13,600m³/s	
28	節施設により 5,100m³/s を調節し、計画高水流量を 8,500m³/s と	とし、流域内の洪水調節施設により 5,100m³/s を調節し、計画高	
20	するとともに、旧北上川の基準地点和渕における基本高水のピー	水流量を 8,500m³/s とするとともに、旧北上川の基準地点和渕に	
	ク流量を4,100m³/sとし、流域内の洪水調節施設により1,600m³/s	おける基本高水のピーク流量を 4,100㎡/s とし、流域内の洪水調	
	を調節し、計画高水流量を 2,500m³/s とする計画とした。	節施設により 1,600㎡/s を調節し、計画高水流量を 2,500㎡/s と	
		する計画とした。	
29		また、平成 24 年(2012 年)11 月に北上川水系河川整備計画	・整備計画につ
23		(大臣管理区間)を策定し、昭和 22 年(1947 年)9 月洪水と同	いて追記

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		規模の洪水が発生しても、外水氾濫による家屋の浸水被害を回避	
		することを目標として、堤防整備や河道掘削等を進めてきた。さ	
		らに計画策定以降に発生した洪水等を踏まえ、平成 30 年 (2018	
		年)6月に変更している。	
	近年の洪水においては、基準地点である狐禅寺上流の流域面積	近年の洪水においては、基準地点である狐禅寺上流の流域面積の	・西暦追記
	のうち約 47%を占める五大ダムと、整備中の一関遊水地が効果	うち約 47%を占める五大ダムと、整備中の一関遊水地が効果を発揮	・表現の適正化
	を発揮し洪水被害を軽減しているが、平成 10 年 8 月、平成 14 年	し洪水被害を軽減しているが、平成 10 年 (1998 年)8 月、平成 14 年	・事業進捗に伴
	7 月洪水といった洪水では、未だ多く残る無堤区間や狭窄区間、	(2002年)7月洪水、平成19年(2007年)9月洪水といった洪水で	う時点更新
	砂鉄川などの支川において家屋浸水被害が生じている。このた	は、未だ多く残る無堤区間や狭窄部、背水の影響を受ける支川等に	
	め、現在、一関遊水地や胆沢ダムの整備を進めているとともに、	おいて家屋浸水被害が生じている。このため、特に地形特性から度々	
	無堤区間や支川における河川改修を重点的に実施している。ま	水害に見舞われていた砂鉄川では、国、県、自治体(旧川崎村、旧東	
	た、狭窄区間については、地形や土地利用を考慮した効率的な治	山町)が連携し、上下流一貫した緊急的な治水対策事業を平成 11 年	
	水対策を進めている。	(1999年)から平成17年(2005年)に実施した。また、昭和63年	
30		(1988 年)から石淵ダムの再開発として胆沢ダムの建設を進め、平	
		成 25 年 (2013 年) 11 月に完成した。現在は、一関遊水地の整備を	
		進めるとともに、無堤区間や支川における河川改修を重点的に実施	
		している。狭窄 <mark>部</mark> については、地形や土地利用を考慮した効率的な	
		治水対策を進めている。	
		人口・資産が特に集積する盛岡市近郊の北上川の上流域では、平	
		成 25 年 (2013 年) 8 月と 9 月にダムの計画高水流量を上回る洪水が	
		相次いで発生したことから、治水安全度の向上を図るため、四十四	
		田ダムの貯水容量増大や御所ダムの効果的な運用による治水機能増	
		強を目的に、北上川上流ダム再生事業を進めている。	
	一方、一関遊水地平泉堤防の整備に先立ち行われた遺跡発掘調	一関遊水地内では水田利用による稲作が盛んに行われており、	・表現の適正化
31	査によって、平安末期に栄えた奥州藤原氏 藤原清衡・基衡の	中小洪水による耕作地の冠水被害を低減する小堤整備により、治	
	居館跡とされ、後に国の史跡となった「柳之御所遺跡」が発見	水と営農の両立を図る取組を進めている。また、圃場整備による	
		大区画化が進められ、大型機械の使用などによる効率的で生産性	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	されたため、堤防位置を川側に大幅に変更することにより、治水	の高い農業が進められている。なお、一関遊水地事業においては、	
	と遺跡の保存との両立を図っている。	平泉堤防の整備に先立ち行われた遺跡発掘調査によって、平安末	
		期に栄えた奥州藤原氏藤原清衡・基衡の居館跡とされ、後に国	
		の史跡 <mark>に指定された</mark> 「柳之御所・平泉遺跡 <mark>群</mark> 」が発見されたため、	
		堤防位置を川側に大幅に変更することにより、治水と遺跡の保存	
		との両立を図っている。	
	旧北上川においては、江合川からの流出量を調整する鳴子ダ	旧北上川においては、江合川からの流出量を調整する鳴子ダ	・西暦追記
	ム、新江合川への分派によって洪水被害を軽減しているものの、	ム、新江合川への分派によって洪水被害を軽減しているものの、	・表現の適正化
	平成 14 年 7 月洪水では満潮時の影響と相まって旧北上川河口部	平成 14 年 (2002 年) 7 月洪水では満潮時の影響と相まって旧北	・時点更新
	等で浸水被害が生じている。現在、北上川からの分派機能を担っ	上川河口部等で浸水被害が生じている。このため、北上川から旧	
	ている鴇波洗堰と脇谷洗堰・閘門・水門の改築事業を進めている	北上川への分派を調節し、旧北上川流域の洪水に対する安全度を	
32	とともに、迫川流域においては、長沼ダム等の整備を進めている。	大幅に向上させるため、 <mark>平成8年(1996年)より</mark> 、北上川からの	
32	なお両洗堰は、昭和初期に建設された近代土木遺産であり、歴史	分派機能を担っている鴇波洗堰と脇谷洗堰の改築事業として新	
	的、文化的に価値が高いことから、新たな施設整備にあたっては、	しい鴇波水門及び脇谷水門の建設に着手し、平成 20 年(2008年)	
	現在の施設の保全・活用を図ることとしている。	に完成した。なお、従来の両洗堰については、昭和初期に建設さ	
		れた近代土木遺産であり、土木学会選奨土木遺産に認定され、歴	
		史的、文化的に価値が高いことから、改築後も施設が保存されて	
		いる。	
	平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震では津波等により甚大		・39 へ移動
	な被害が発生した。また、地震に伴う地殻変動により、広域的な		
33	地盤沈下が発生するとともに、地震の揺れ、基礎地盤や堤体の液		
33	状化による河川堤防の法すべり、沈下等も多数発生した。そのた		
	め、地域づくり等と整合を図りながら堤防の整備等を行うことが		
	急務となっている。		
		近年においては、平成27年9月関東・東北豪雨(2015年)の発	・減災対策協議
34		生を受け、同年12月に策定した「水防災意識社会再構築ビジョン」	会に関する記述
		に基づき、平成28年(2016年)5月に北上川上流洪水減災対策協	を追記

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		議会(現:北上川上流大規模氾濫減災協議会) 平成28年(2016	
		年)6月に北上川下流大規模氾濫時の減災対策協議会(現:北上	
		川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会)を組織し、「水防災意	
		識社会」の再構築を目的に国、県、市町等が連携・協力して、減	
		災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計	
		画的に推進してきた。	
		その後も、令和元年東日本台風(台風第19号)(2019年10月)	・流域治水プロ
		により甚大な被害が発生するなど、近年の気候変動の影響による	ジェクトに関
		水害の頻発化・激甚化を踏まえ、治水対策を抜本的に強化するた	する記述を追
		め、令和2年(2020年)9月に、北上川水系(北上川上流)流域	記
		治水協議会及び鳴瀬川等・北上川下流等流域治水協議会を設立	
		し、令和3年(2021年)3月に「北上川水系流域治水プロジェク	
		ト」を策定・公表した。	
		これを踏まえ、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、	
35		水害リスクが高いエリアにおける土地利用規制・住まい方の工	
		夫、水田や農業用ダム・ため池等の農地・農業水利施設の活用な	
		どによる流域の保水・貯留・遊水機能の向上、水害リスク情報の	
		提供及び迅速かつ的確な避難と被害最小化を図る取組等を組み	
		合わせ、流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を	
		推進していくこととしている。令和6年(2024年)3月には、当	
		面の目標とする治水安全度を、気候変動を踏まえた降雨量の増大	
		に対応すべく「北上川水系流域治水プロジェクト 2.0」を公表し	
		た。	
36		具体的な取組としては、令和7年(2025年)3月時点で盛岡市	・流域治水プロ
		など流域内 10 市町において立地適正化計画を策定し、災害リス	ジェクトに関
		クの高い範囲を居住誘導区域から除外するなど、災害リスクを回	する記述を追
		避する取組を進めている。	

北上川水系

			10上川小尔
	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
			記(立地適正化
			計画)
		また、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和2	・流域治水プロ
		年(2020年)5月に北上川水系(北上川上流・北上川下流)治水	ジェクトに関す
37		協定が締結され、流域内にある 41 基の既存ダムの有効貯水容量	る記述を追記
		を洪水調節に最大限活用し、水害発生の防止に取り組んでいる。	(ダム事前放
			流)
		なお、流域治水プロジェクトを進めるにあたっては、流域内の	・流域治水プロ
		自然環境が有する多様な機能(グリーンインフラ)も活用し、治	ジェクトに関
38		水対策における多自然川づくりや川を活かしたまちづくりの取	する記述を追
		組により、水害リスクの低減に加え、魅力ある地域づくりに取り	記
		組んでいる。	
		北上川における地震・津波対策について、マグニチュード 9.0	・33 から移動
		を記録した平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震では、地	・東日本大震災
		震に伴う地殻変動により、広域的な地盤沈下が発生するととも	後の方針 及
		に、地震の揺れ、基礎地盤や堤体の液状化による河川堤防の法す	び計画変更に
		べり、沈下等が多数発生した <mark>ほか、</mark> 津波等により甚大な被害が発	ついて追記
		生した。堤防等の復旧と復興に向けた地域づくりとの整合を図る	
		必要があったことから、平成 24 年 (2012 年) 11 月に北上川水系	
39		河川整備基本方針を変更し、河口部における施設計画の基準とな	
		る設計津波の水位を設定するとともに、広域的な地盤沈下に対応	
		し、計画高水位を補正した。	
		また、変更した河川整備基本方針に沿って、河口部の堤防整備	
		や河川管理施設の耐震対策等を反映した北上川水系河川整備計	
		画 [大臣管理区間] を平成 24 年 (2012 年) 11 月に策定した。	
		さらに、最大クラスの津波には、住民の生命を守ることを最優	
		先として住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフ	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		ト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で関係機関が連携	
		して減災を図っている。	
		なお、地震により被災した河川管理施設や津波により崩壊・侵	
		食が発生した河口部の堤防については、北上川では平成 29 年度	
		(2017年度)に、旧北上川では令和3年度(2021年度)に全箇	
		所の復旧が完了している。	
	砂防工事については、北上川上中流部では昭和7年から荒廃の	北上川流域における砂防工事については、北上川上中流部では	・表現の適正化
	著しい雫石川、和賀川、猿ヶ石川等の支川において実施してきた。	昭和7年(1932年)から荒廃の著しい雫石川、和賀川、猿ヶ石川	・西暦追記
	その後、カスリン台風及びアイオン台風の大災害に鑑み、砂防工	等の支川において <mark>岩手県が</mark> 実施してきた。その後も、カスリン台	
	事を促進している。特に支川胆沢川では昭和 25 年から国の直轄	風及びアイオン台風の大災害に鑑み、岩手県が砂防工事を本格的	
	事業として着手し、平成 13 年度に概成し、現在は岩手県に引き	に実施している。特に <mark>荒廃の著しい</mark> 支川胆沢川では昭和 25 年	
	継いでいる。また、岩手山の北東に位置する八幡平山系では、平	(1950年)から国の直轄事業として着手し、平成13年(2001年)	
	成2年から国の直轄事業として火山砂防事業を実施している。さ	に概成し、現在は岩手県に引き継いでいる。また、地すべりの影	
	らに、栗駒山系では平成 20 年の岩手・宮城内陸地震による大規	響により胆沢川第 2 砂防堰堤が破損したことを契機に、昭和 37	
	模な地滑りや山腹崩壊で形成された河道閉塞(天然ダム)のうち、	年(1962年)から国の直轄事業として下嵐江地すべり対策事業に	
40	9 箇所について国の直轄事業として対策を実施している。	着手し、平成 18 年(2006 年)8 月の下嵐江地すべり検討委員会	
		における地すべり対策の効果確認を踏まえ、平成 19 年(2007年)	
		3月に事業を完了し、現在は岩手県に引き継いでいる。なお、岩	
		手山の北東に位置する八幡平山系では、岩手山・秋田駒ヶ岳等の	
		火山活動の影響により荒廃が進み土砂災害が繰り返し発生して	
		<mark>きたため、平成 2 年(1990 年)から国の直轄事業として火山砂防</mark>	
		事業を実施している。さらに、栗駒山系では平成20年(2008年)	
		岩手・宮城内陸地震による大規模な地滑りや山腹崩壊で形成され	
		た河道閉塞(天然ダム)のうち、9箇所について国の直轄事業と	
		して対策を実施している。	
41	一方、旧北上川でも大正7年から江合川において砂防工事に着	一方、旧北上川でも、大正 7 年 (1918 年) から江合川において	・西暦追記
	手して以来、その促進を図っている。	宮城県が砂防工事に着手し、実施してきている。	・表現の適正化

北上川水系河川整備基本方針(平成24年11月策定)

北上川水系河川整備基本方針(変更案)

変更理由

北上川の水利用に占める割合はかんがいが多く、昔から水利用に関わる事業が展開されている。特に、中流域の扇状地域では低地を流れる北上川本川からの取水が困難なため、胆沢川や磐井川等ではその上流域からの水開発事業がなされている。現存する最も古い利水施設は、平安時代に開削された磐井川の照井堰であり、水道については、猿ヶ石川上流に1500年代頃の日本最古と考えられている北成島水道遺跡が残されている。このように、古くから幾多の利水事業が行われてきているが、生活圏の拡大とともに慢性的な水不足が生じ、かんがい期には番水制が広く行われ、時には水争いに発展し死傷者を出すことさえあったと伝えられている。現在でも、渇水時には番水制が行われている地域があり、特に水不足が深刻な胆沢扇状地では、水を公平に分配する門筒分水工が設けられており、当該型式としては日本最大規模を有する。

北上川の水利用については、かんがい用水の占める割合が多 く、昔から水利用に関わる事業が展開されている。特に、中流域 の扇状地域では低地を流れる北上川本川からの取水が困難なた め、胆沢川や磐井川等ではその上流域からの水開発事業がなされ ている。現存する最も古い利水施設は、平安時代に開削された磐 井川の照井堰であり、水道については、猿ヶ石川上流に 1500 年 代頃の日本最古と考えられている北成島水道遺跡が残されてい る。このように、古くから幾多の利水事業が行われてきているが、 生活圏の拡大とともに慢性的な水不足が生じ、かんがい期には番 水制が広く行われ、時には水争いに発展し死傷者を出すことさえ あったと伝えられている。昭和53年(1978年)、平成6年(1994 年)の渇水時には、主に岩手県の胆江・両磐地区を中心に水稲被 害が生じ、農家に多大な損害を及ぼしたほか、塩水遡上により河 口部の工業用水や、上水道にも影響が生じた。このように、沿川 住民は慢性的な水不足に悩まされてきたが、平成27年(2015年) や今和6年(2024年)の渇水時には、平成26年(2014年)に運 用を開始した胆沢ダムのほか、既設ダム群、江合川では鳴子ダム を適切に運用するとともに、関係機関と密接に連携を図りながら 対応したことにより、沿川住民の日常生活に与える重大な被害を 回避した。

令和7年(2025年)には、鳴子ダムの貯水位が1ヶ月以上にわたり最低水位以下となる深刻な渇水が生じた。このため、ダムの最低水位以下に貯留された流水の補給(異常渇水補給)と岩堂沢ダムの臨時的な水利使用による放流により、出穂期のかんがい用水を継続補給した。また、御所ダムにおいても関係利水者等の合意のもと、ダムの最低水位を下回った期間に異常渇水補給を行ったことや、胆沢ダムにおいても関係利水者と協力・連携しなが

・表現の適正化

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		らダム運用を行い、利水補給を継続したなどの対応により、渇水	
		による危機的な状況を回避した。	
	北上川の水利用の現状は、約 12 万 6 千 ha に及ぶ広大な耕地	河川水の利用については、農業用水として約 12 万 ha に及ぶ広	・表現の適正化
	のかんがい用水に利用されているほか、盛岡市、花巻市、奥州市、	大な耕地のかんがいに利用されているほか、盛岡市、花巻市、奥	・時点更新
	石巻市等の北上川沿川の主要都市を中心に 9 市 6 町の約 146 万	州市、石巻市等の北上川沿川の主要都市を中心に 10 市 8 町の約	・西暦追記
	人の水道用水として最大約 7.9m³/s、工業用水では主に北上市を	116 万人の水道用水として最大約 6.2m³/s、工業用水では主に北	
	中心とした工業団地と旧北上川沿川の工場等に対して最大約	上市を中心とした工業団地と旧北上川沿川の工場等に対して最	
43	7.8m³/s の供給がなされている。また、水力発電としては大正 3	大約 7.7㎡/s の供給がなされている。また、水力発電としては大	
43	年に運転開始された「磐井川発電所」「水神発電所」を初めとし	正3年(1914年)に運転開始された「磐井川発電所」「水神発電	
	五大ダムによるダム式発電等 33 施設の発電所によって総最大出	所」を初めとし五大ダムによるダム式発電等 44 施設の発電所で	
	力約 27 万 kW の電力供給が行われている。	総最大出力約30万kWの発電に利用されている。	
		また、胆沢ダムでは、融雪水による貯水位回復を条件として、	
		融雪期前に発電取水を増やして増電を行う「ダム運用高度化」の	
		取組を令和4年(2022年)3月から実施している。	
	過去 30 年間(昭和 49 年から平成 15 年)の明治橋地点及び狐	過去 72 年間(昭和 27 年(1952 年)から令和 5 年(2023 年))	・表現の適正化
44	禅寺地点における 10 年に 1 回程度の渇水流量は、それぞれ	の明治橋地点及び狐禅寺地点における 10 年に 1 回程度の渇水流	・時点更新
	22.49m³/s、64.35m³/s である。	量は、それぞれ 19.56m³/s、69.73m³/s である。	・西暦追記
	北上川の水質は古来より清冽な水質を誇り、豊富な水量が人々	北上川の水質は古来より清冽な水質を誇り、豊富な水量が人々	・表現の適正化
	の生活を潤してきた。しかしながら北上川上流支川赤川流域に位	の生活を潤してきた。しかしながら北上川上流 <mark>の</mark> 支川赤川流域に	• 西暦追記
	置する松尾鉱山の開山に伴い強酸性水によって汚染され、昭和	位置する松尾鉱山の開山に伴い強酸性水によって汚染され、昭和	
	40 年代には主に岩手県においてアユ、サケ、ウグイ等の魚類の	40年代には主に岩手県においてアユ、サケ、ウグイ等の魚類の大	
45	大量へい死事故が相次ぎ、「死の川」と化し、かんがい用水等の	量へい死事故が相次ぎ、「死の川」と化し、かんがい用水等の水	
75	水利使用や河川利用にも大きな影響を及ぼした。これに対して当	利使用や河川利用にも大きな影響を及ぼした。これに対して当時	
	時の建設省(現国土交通省)は、昭和 47 年より暫定的な中和処	の建設省(現国土交通省)は、昭和47年(1972年)5月より緊	
	理対策に着手、昭和 56 年の 5 省庁会議(現 林野庁、経済産業	急的に暫定的な中和処理を開始した。また、昭和 46 年(1971年)	
	省、国土交通省、総務省、環境省)をうけ、昭和 57 年からは岩	11 月に設置した5省庁会議(現 林野庁、経済産業省、国土交通	
	手県により新中和処理施設が運用されている。これにより現在で	省、総務省、環境省)において対策を検討し、昭和 51 年(1976	

北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
は清流を取り戻し、盛岡市街地までサケやアユ等の遡上が見られ	年)に新しい鉄酸化バクテリアによる中和処理方式を確立し、昭	
るようになっている。	和 57 年(1982 年)4 月からは岩手県により新中和処理施設が運	
	用されている。これにより現在では清流を取り戻し、盛岡市街地	
	までサケやアユ等の遡上が見られるようになっている。	
水質環境基準は、北上川については河口から松川合流点までは	水質環境基準は、北上川では河口から松川合流点までは A 類	・表現の適正化
A 類型、それより上流は AA 類型になっている。旧北上川は河口	型、それより上流は AA 類型になっている。旧北上川では河口か	・近年の環境基
から天王橋まで B 類型、それより上流北上川分岐点まで A 類型	ったのう ら天王橋まで B 類型、それより上流北上川分岐点まで A 類型とな	準の達成状況
となっている。江合川は旧北上川合流点から 桜 の目橋まで B 類	っている。江合川では旧北上川合流点から。桜の首橋まで B 類型、	を追記
型、それより上流鳴子ダムまで A 類型、それより上流が AA 類型	それより上流鳴子ダムまで A 類型、それより上流が AA 類型とな	
となっている。	っている。近年、北上川流域の河川における全ての環境基準点に	
	おいて環境基準値を満足している。	
河川の利用については、堰などの河川構造物が少なく上流から	河川の利用については、堰などの河川 <mark>横断</mark> 構造物が少なく上流	・表現の適正化
下流までカヌー等で下ることができることから水面利用が多く、	から下流までカヌー等で下ることができることから水面利用が	
「北上川ゴムボート川下り大会」や「北上川流域交流Eボート大	多く、「北上川ゴムボート川下り大会」や「北上川流域交流Eボ	
会」「舟ッコ流し」等、レクリエーションや祭りの場として利用	ート大会」「舟っこ流し」等、レクリエーションや祭りの場とし	
されている。特徴的な河岸であるイギリス海岸や「日本のさくら	て利用されている。特徴的な河岸であるイギリス海岸や「日本の	
名所百選」に選ばれた展勝地があり多くの観光客で賑わう。狭窄	さくら名所 100 選」に選ばれた展勝地があり多くの観光客で賑わ	
部ではモクズガニ漁が行われており、「かにばっと」等の伝統料	う。狭窄部ではモクズガニ漁が行われており「かにばっと」等の	
理もある。下流部の北上大堰から下流では、一面に広がるヨシ原	伝統料理もある。下流部の北上大堰から下流では、一面に広がる	
で現在でもヨシ刈や火入れが行われ、また、シジミ漁も盛んであ	ヨシ原で現在でもヨシ刈や火入れが行われ、また、シジミ漁も盛	
る。旧北上川では石巻に港の礎を築いた川村孫兵衛に対する報恩	んである。旧北上川では石巻に港の礎を築いた川村孫兵衛に対す	
感謝祭り「石巻川開き祭り」が毎年開催されている。江合川では	る報恩感謝祭り「石巻川開き祭り」が毎年開催されている。江合	
涌谷城下の河川敷において、戦前からの伝統を伝える「東北輓馬	川では涌谷城下の河川敷において、戦前からの伝統を伝える「東	
競技大会」が桜祭りとともに毎年開催され東北の風物詩となって	北輓馬競技大会」が桜祭りとともに毎年開催され東北の風物詩と	
いる。この他、沿川各所では、花火大会やマラソン大会、川下り	なっている。この他、沿川各所では、花火大会やマラソン大会、	
大会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用している状	川下り大会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用して	
況にある。	いる状況にある。	
	は清流を取り戻し、盛岡市街地までサケやアユ等の遡上が見られるようになっている。 水質環境基準は、北上川については河口から松川合流点までは 4 類型、それより上流は AA 類型になっている。旧北上川は河口から大工橋まで B 類型、それより上流北上川合流点からでは、塩なっている。江合川は旧北上川合流点からでは、近点が AA 類型となっている。江合川は旧北上川合流点からでは、近点が AA 類型となっている。江合川は旧北上川合流点からでは、近点が AA 類型となっている。 河川の利用については、堰などの河川構造物が少なく上流から下流までカヌー等で下ることができることから水面利用が多く、「北上川ゴムボート川下り大会」や「北上川流域交流 E ボート大会」「舟ッコ流し」等、レクリエーションや祭りの場として利用されている。特徴的な河岸であるイギリス海岸や「日本のさくら名所百選」に選ばれた展勝地があり多くの観光客で賑わう。狭窄部ではモクズガニ漁が行われており、「かにばっと」等の伝統料理もある。下流部の北上大堰から下流では、一面に広がるヨシ原で現在でもヨシ刈や火入れが行われ、また、シジミ漁も盛んである。旧北上川では石巻に港の礎を築いた川村孫兵衛に対する報恩感謝祭り「石巻川開き祭り」が毎年開催されている。江合川で流流は、高谷城下の河川敷において、戦前からの伝統を伝える「東北較馬競技大会」が桜祭りとともに毎年開催され東北の風物詩となっている。この他、沿川各所では、花火大会やマラソン大会、川下り大会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用している状	は清流を取り戻し、盛岡市街地までサケやアユ等の遡上が見られるようになっている。 お質環境基準は、北上川については河口から松川合流点までは、水質環境基準は、北上川には河口から松川合流点までは、水質環境基準は、北上川には河口から松川合流点までは、水質環境基準は、北上川には河口から松川合流点までは、水質環境基準は、北上川では河口から松川合流点までは、水質環境基準は、北上川では河口から松川合流点までは、水質環境基準は、北上川では河口から松川合流点までは、A類型、それより上流はA類型となっている。江合川は旧北上川合流点から、桜の自橋まで B類型、それより上流鳴子ダムまで A類型、それより上流がAM類型となっている。江合川は旧北上川合流点から 桜の自橋まで B類型となっている。江合川は旧北上川合流点から 桜の自橋まで B類型となっている。 河川の利用については、堰などの河川横造物が少なく上流がAが設立となっている。 河川の利用については、堰などの河川横造物が少なく上流がら下流までカヌー等で下ることができることから水面利用が多く、たまでは、アルフリエーションや祭りの場として利用されている。特徴的な河岸であるイギリス海岸や「日本のさくら名所 Ta選」に選ばれた展勝地があり多くの観光客で賑わう。狭窄部ではモクズガニ漁が行われており、「かにばっと」等の伝統料ではモウズガニ漁が行われており、「かにばっと」等の伝統料ではモウズガニ漁が行われており、「かにばっと」等の伝統料では日本と川では石巻に港の礎を築いた川村孫兵衛に対する報恩、感謝祭り「石巻川開き祭り」が毎年開催されている。江合川では、高谷域下の河川敷において、戦前からの伝統を伝える「東北戦馬、大会が関係されては、花火大会やマラソン大会、川下り大会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用している状た会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用している、大会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用している、大会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用している、川下り大会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用している状た会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用している、大会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用している状たのでは、花火大会やマラソン大会、川下り大会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用している、大会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用している、大会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用している状たのでは、花火大会やマラソン大会、川下り大会等が開催されており、多くの人々が北上川を利用している状に対している。これによりに表しまれている。江台に表しまれている。江台に表しまれている。江台に表しまれている。江台に表しまれている。江台に表しまれている。江台に表しまれている。江台に表しまれている。江台に表しまれている。江台に表しまれており、多くの人々が北上川を利用している状に上に表しまれており、多くの人々が北上川を利用している状に対しまれており、多くの人々が北上川を利用している状に対しまれており、多くの人々が北上川を利用している状に対しまれており、などは表しまれている。近れによりによりによりによりには、大きによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	また、江戸時代から明治中頃まで進められた舟運時代の航路整	また、NPO などの市民団体や市町が主体となって、北上川の自	・表現の適正化
48	備の歴史に着目し、船着き場等の水辺拠点整備や、NPO 団体によ	然環境の保全、歴史・文化の尊重、流域活性化に関わる活動等が	
40	るひらた船復元や航路調査等が行われており、川を軸とした地域	継続的に行われており、北上川を軸とした地域交流、地域づくり	
	交流、地域づくりの活性化が推進されている。	の活性化が推進されている。	
	さらに北上川・旧北上川等では水辺拠点を中心に、自然観察会	さらに、北上川・旧北上川等では水辺拠点を中心に、自然観察	・かわまちづく
	やカヌー教室、水質調査、水質浄化活動等、北上川流域に関わる	会やカヌー教室、水質調査、水質浄化活動等、北上川流域に関わ	り事業の追記
	自然や治水・利水・環境に関わる様々な体験学習が実施され、総	る自然や治水・利水・環境に関わる様々な体験学習が実施され、	・地域連携に関
	合的な学習の場として活用されている。	総合的な学習の場として活用されている。	する記述を追
		近年では、北上川上流の盛岡地区において、盛岡市によるPARK-	記
		PFI 制度を活用した公園整備と連携した「盛岡地区かわまちづく	
		り」により、開放的な河川空間が確保され、まちなかの賑わい創	
49		出や観光振興につながっている。また、旧北上川河口部に位置す	
		る石巻地区において、東北地方太平洋沖地震後の復興まちづくり	
		として、堤防整備と一体となった「石巻地区かわまちづくり」に	
		より、市民の方々の集いの場、憩いの場が創出され、多くの市民	
		に利用されている。この北上川で繋がる2地区は令和4年度(2022	
		年度)かわまち大賞を揃って受賞した。このほか、一関市や西和	
		賀町等においても、かわまちづくりにより、河川空間を活かした	
		地域のにぎわいを創出する取組が実施されている。	
50	(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
	北上川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産	北上川水系は東北地方最大の大河であり、岩手県盛岡市から宮	・気候変動の影
	を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図	城県石巻市にかけて、沿川には各地の中心都市が形成され、地域	響を考慮する
51	ることで、洪水や渇水等に対して心配のない川づくりを目指す。	の社会・経済・文化の基盤を支える重要な河川であるため、気候	観点を追記
	また、奥州藤原文化やイギリス海岸、展勝地等に代表される流域	変動の影響により頻発化・激甚化する水災害から、貴重な生命、	
	の多様な歴史・文化や河川景観等の地域性を理解し、これを育ん	財産を守り、地域住民の安全と安心を確保する。	
	できた北上川の自然環境やネットワーク機能を保全、継承すると	これまでに、北上川上流 5 大ダムによる洪水調節や狭窄部上流	
	ともに、地域の個性と活力、流域の歴史や文化が実感できる川づ	における一関遊水地の洪水調節、旧北上川分流施設と新川開削の	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	くりを目指すため、関係機関や流域住民と北上川の総合的なビジ	組み合わせによる洪水制御、新江合川による鳴瀬川水系への分流	
	ョンについて共通の認識を持ち、連携・調整を図りながら、調査	など、北上川水系では歴史的な治水対策が築かれてきており、こ	
	観測を継続的に実施するとともに治水・利水・環境にかかわる施	れらの治水システムを生かしつつ、気候変動による降雨量の増加	
	策を総合的に展開する。	に対して、水系全体の治水安全度を向上させる。	
		また、人々の生活を支える農業用水や都市用水等を安定的に供	
		給し、自然豊かな動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観を保	
		全・創出するとともに、震災からの復旧・復興を経て地域の賑わ	
		いの拠点を形成し、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる	
		かわづくりを目指す。これらのために、奥州藤原文化やイギリス	
		海岸、展勝地等に代表される流域の多様な歴史・文化や河川景観	
		等の地域性を理解し、これを育んできた北上川の自然環境やネッ	
		トワーク機能を保全、継承するとともに、関係機関や流域住民と	
		北上川の総合的なビジョンについて共通の認識を持ち、連携・調	
		整を図りながら、治水・利水・環境にかかわる施策を総合的に展	
		開し、持続可能で強靱な社会の実現を目指す。	
		このような考えのもとに、水源から河口まで一貫した計画に基	・59 から移動
		づき、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河	・表現の適正化
		川の総合的な保全と利用を図る。実施にあたっては、河川整備の	
		現状、森林・農地等の流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、	
52		水害の発生状況、河口付近の海岸の状況、河川利用の状況(水産	
02		資源の保護及び漁業を含む) 流域の歴史、文化並びに河川環境	
		の保全等を考慮 <mark>する。</mark> また、関連地域の社会経済情勢の <mark>変化</mark> に即	
		応するよう <mark>都市計画や</mark> 環境基本計画等との調整を図り、土地改良	
		事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の	
		維持に十分配慮する。	
53		想定し得る最大規模までのあらゆる洪水から、貴重な生命、財	・流域治水の観
		産を守り、地域の住民の安全と安心を確保するとともに、経済被	点を追記

北上川水系

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		害を軽減するため、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐこ	
		とに加え、あらゆる洪水に対し、氾濫の被害をできるだけ減らす	
		よう河川整備等を行う。また、集水域と氾濫域を含む流域全体の	
		あらゆる関係者とリスク情報等を共有し、協働して行う総合的か	
		つ多層的な治水対策を推進するため、上下流の関係者の理解促	
		進・意識の醸成や、流域関係者の合意形成を促進する取組の実施、	
		市町等が実施する取組の支援を行う。	
		本川及び支川の整備にあたっては、 <mark>北上川水系の流域特性を踏</mark>	・94 から移動
		まえ、洪水の流下特性や想定される被害の特徴に応じた対策を講	・流域治水の観
54		じるとともに、流域全体で水災害リスクを低減するよう、本支川	点を追記
J 54		及び上下流のバランスを見据え沿川の土地利用の将来像と一体	
		となった貯留・遊水機能を確保し、それぞれの地域で安全度の向	
		上・確保を図る。	
		そのため、大臣及び各県の管理区間でそれぞれが行う河川整備	・関係機関や地
55		や維持管理に加え、河川区域に接続する沿川の背後地において市	域住民等と連
		町等と連携して行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等	携した推進に
		の共有を強化する。	ついて明記
		加えて、地域住民との合意形成の下、沿川における保水・貯留・	・特定都市河川
56		遊水機能の確保や市町等による土地利用規制、立地の誘導等と特	について追記
		定都市河川浸水被害対策法に基づく措置との調整を図り、関係機	
		関と連携し、流域治水の深化を図る。	
		なお、気候変動の影響が顕在化している状況を踏まえ、官学が	・気候変動の
57		連携して水理・水文や土砂移動、水質、動植物の生息・生育・繁	影響に関する
		殖環境に係る観測・調査を継続的に行う。また、温暖化による流	モニタリング
		域の降雨・流出特性や洪水の流下特性、降雨量、降雪・融雪量、	の追記
		流況、河床や汀線等の変化、生態系及び水利用、河口や海岸など	・官学が連携し
			た温暖化の影

		1	
	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		の環境への影響の把握・予測に努め、これらの情報を流域の関係	響等の予測技
		者と共有し、施策の充実を図る。	術の向上を追
			記
		併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するた	・人材育成の観
		めには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であることか	点を追記
		ら、大学や研究機関、河川に精通する団体等と連携し、専門性の	
50		高い様々な情報を立場の異なる関係者にわかりやすく伝えられ	
58		る人材の育成に努める。	
		さらに、学校教育プログラムの一環として取り組んでいる環境	
		教育や防災教育の取組を継続するとともに、ダムのインフラツー	
		リズム等の機会を通じて防災に関する人材育成に努める。	
	このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林・農地等の		・52 へ移動
	流域の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害発生の状況、河口		
	付近の海岸の状況、河川の利用の現状(水産資源の保護及び漁業		
	を含む) 流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、		
59	また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計		
	画等との調整を図り、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及		
	び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口ま		
	で一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目		
	標を明確にして河川の総合的な保全と利用を図る。		
	治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築を図るため、	また、水のもたらす恩恵を享受できるよう、関係する行政等の	・水循環の追記
	流域の水利用の合理化、水質対策等について、農業や下水道等の	公的機関・有識者・事業者・団体・住民等の様々な主体が連携し	・表現の適正化
60	関係機関や地域住民と連携しながら、流域一体となって取り組	て、流域における総合的かつ一体的な管理を推進し、森林・河川・	
	む。	農地・都市等における貯留・涵養機能の維持及び向上、及び、安	
		定した水供給・排水の確保、持続的な地下水の保全と利用、水イ	
		ンフラの戦略的な維持管理・更新、水の効率的な利用と有効利用、	
		水環境、水循環と生態系、水辺空間、水文化、水循環と地球温暖	
		ı	

			心工川小尔
	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		化を踏まえた水の適正かつ有効な利用の促進等、健全な水循環の	
		維持又は回復のための取組を推進する。	
	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利	・表現の適正化
	用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点か	用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全・創出の	
	ら、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行	観点から、地域の活性化やにぎわいの創出に配慮しつつ、河川の	
61	う。このため、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計	有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このた	
01	画を定め、実施体制の充実を図る。また、上流から海岸までの総	め、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、	
	合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査	予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、実施体制の充実を	
	研究に取り組むとともに、安定した河道の維持に努める。	図るとともに、河川の状況や社会経済情勢の変化等に応じて、継	
		続的・順応的に適宜見直しを行う。	
		総合的な土砂管理については、治水・利水・環境のいずれの面	・総合土砂に関
		においても重要であり、相互に影響し合うものであることを踏ま	する記載を追
		え、流域の源頭部から海岸まで一貫した取組を進め、河川の総合	記
		的な保全と利用を図る。	
		このため、山腹崩壊やダム貯水池での異常堆砂、河床での過剰	
		な堆積洗掘傾向、濁水等による生態系への影響、海岸の侵食など、	
		流域内の土砂移動と密接に関わる課題に対し、国・県・市町等の	
		あらゆる主体との協働で、流域の土砂移動に関する調査・研究に	
62		取り組む。	
		また、水系内の土砂収支、ダム下流の河川環境、河道の流下能	
		力を把握するとともに、それらの状況を総合的に勘案して、過剰	
		な土砂流出を抑制するための砂防堰堤等の整備、ダムの堆砂対	
		策、河川生態系の保全、河道の維持、海岸の保全に向けた適切な	
		土砂移動の確保等に取り組むほか、ダム貯水池や河道の掘削等で	
		発生する土砂については、国・県・市町等が連携し、中長期的な	
		発生見込みや活用箇所などを共有・協議し、流域全体での土砂融	
		通に努める。	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		なお、気候変動による降雨量の増加等により、流域内土砂生産	
		の変化の可能性もあることから、水系全体の土砂動態やモニタリ	
		ングを継続し、官学連携して気候変動の影響把握と土砂生産の予	
		測技術向上に努め、水系内の土砂に関する課題を把握し、必要に	
		応じて対策を実施する。	
63	ア 災害の発生の防止又は軽減	ア 災害の発生の防止又は軽減	
	災害の発生の防止又は軽減に関しては、河道や沿川の状況等を	災害の発生の防止又は軽減に関しては、背後地の人口・資産の	・表現の適正化
	踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じることによ	集積状況をはじめ、河道や沿川の土地利用状況等を踏まえ、それ	・河川整備の留
	り水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが	ぞれの地域特性にあった治水対策を講じることにより、水系全体	意点を追記
	北上川水系の治水の基本であるとの考えのもと、流域の豊かな自	としてバランスよく治水安全度を向上させる。	・水害に強い地
	然環境や史跡に配慮しながら、堤防の新設、拡築及び河道掘削を		域づくりの観
	行い、河積を増大させる。なお、水衝部等には護岸等を整備し、		点の追記
	計画規模の洪水を安全に流下させる。また、洪水の流下阻害の一		・河川の利用へ
64	因となっている橋梁等の横断工作物については、関係機関と調		の配慮等の観
04	整・連携を図りながら必要な対策を実施する。そのため、狭窄部、		点を追記
	支派川の分合流部等において洪水の安全な流下、河床の安定を図		
	るため、洪水時の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を		
	実施し、その結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施す		
	る。また、気象予測や情報技術の進展、水文観測や流出解析精度		
	の向上等を踏まえた、より効果的な洪水調節の実施と総合的な運		
	用により既設洪水調節施設の治水機能向上を図るとともに、洪水		
	調節施設を整備する。		
65		北上川の明治橋から上流部においては、洪水調節施設によって	・76 から移動
		河道への負担を低減させ、堤防の新設、拡築及び河道掘削による	・表現の適正化
		河積の拡大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下さ	
		せる。なお、河道 <mark>の整備</mark> にあたっては盛岡市中心部における緑豊	
		かで開放的な水辺空間をできる限り維持するよう努める。	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		北上川の明治橋から狐禅寺までの中流部においては、洪水調節	・77 から移動
		│ │施設によって河道への負担を低減させ、堤防の新設、拡築及び河	・表現の適正化
		│ │ 道掘削による河積の拡大、護岸等の整備により計画規模の洪水を	
		安全に流下させる。また、治水対策を早期かつ効果的に進めるた	
66		め、河道や沿川の状況等を踏まえ、住民との合意形成を図りつつ、	
		連続した堤防による洪水防御だけでなく輪中堤や宅地の嵩上げ	
		等の対策を実施し、 <mark>貯留・遊水機能を確保</mark> する。なお、河道の整	
		備にあたっては、自然環境や史跡等に配慮する。	
		北上川の狭窄部においては、地形的特性から大規模な掘削は行	・78 から移動
67		わず、早期に治水効果を発揮する効果的な対策として、輪中堤や	
		宅地の嵩上げ等を実施する。	
		北上川の狭窄部から下流部においては、堤防の新設、拡築及び	・79 から移動
68		河道掘削により計画規模の洪水を安全に流下させる。なお、河道	・表現の適正化
		の整備にあたっては、河口付近のヨシ原を含めた良好な河川環境	
		を保全・創出する。	
		旧北上川 <mark>及び支川江合川</mark> においては、拡散型の氾濫形態を有し	・80 から移動
		浸水時間も長期にわたることから、洪水調節施設によって河道へ	・表現の適正化
		の負担を低減させ、堤防の新設、拡築及び河道掘削を行う <mark>。また</mark> 、	
69		<mark>洪水時における</mark> 北上川からの分派や支川江合川から隣接する鳴	
		瀬川水系への分派 <mark>は</mark> 、両河川の治水バランスに配慮しながら行	
		一う。河道の整備にあたっては、自然環境や地域の伝統行事等の河	
		川利用に配慮する。	
70	内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図		・81 に移動
	りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。		
71		段階的な河川整備の検討に際して、さまざまな洪水が発生する	・気候変動によ
		ことを想定し、基本高水に加え発生が予測される降雨パターンを	り発生が予想
		アンサンブル予測降雨データ等も活用しながら可能な限り考慮	される降雨分

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合	布への対応の
		に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑	記載
		制する対策等を検討する。その際には、各地域及び流域全体の被	
		害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ	
		て、関係機関との連絡調整を図る。	
		想定最大規模を含めた基本高水のピーク流量を上回る洪水及	・87 から移動
		び整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合に	・表現の適正化
		おいても、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守	
		ることを最優先とし、流域全体で一丸となって、国・県・流域市	
		町・流域内の企業や住民等、あらゆる関係者が水害に関するリス	
72		ク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生	
		時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最	
		小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施していく。この対	
		策にあたっては、低中高頻度など複数の確率規模の浸水想定や施	
		設整備前後の浸水想定など、多段階のハザード情報を活用してい	
		<.	
		これらの方針に沿って、堤防整備及び河道掘削により河積を増	・64 から移動
		大させるとともに、北上川水系の豊かで貴重な自然環境に配慮し	・表現の適正化
		ながら、必要に応じて護岸の整備、堤防の安全性確保のための強	
73		化、施設管理者と連携した流域内の既存洪水調節施設等の最大限	
		の活用、及び基準地点上流における新たな貯留・遊水機能の確保	
		による治水機能の増強を行い、これら洪水防御のための河川整備	
74		等により、基本高水を安全に流下させる。	
		河道掘削等による河積の増大にあたっては、上下流一律で画ー	・64 から移動
		的な河道形状を避け、良好な環境を有する区間の形状や冠水頻度	・表現の適正化
		等を参考としながら、目標とする河道内の生態系に応じて掘削深	
		や形状を工夫するとともに、河川が有している自然の復元力を活	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		用する。河川の作用による変化等をモニタリングし、順応的な対	
		応を行う。	
		また、本川のみならず支川も含めた洪水時の水位の縦断変化等	
		について継続的な調査観測を実施し、その結果を反映した河川整	
		備や適切な維持管理を実施するとともに、洪水時の迅速な河川情	
		報の収集と提供に努める。	
		なお、洪水の流下阻害の一因となっている橋梁等の横断工作物	
		については、関係機関と調整・連携を図りながら必要な対策を実	
		施する。	
		貯留・遊水機能の確保など洪水調節機能の強化にあたっては、	・洪水調節機能
		沿川の営農など土地利用の将来像を踏まえるとともに、ネイチャ	強化の観点の
		ーポジティブに配慮するなど環境の保全・創出を図る。	追記
		さらに、気象予測の情報技術の進展や、水文観測・流出解析の	・業務効率化に
		精度向上等を踏まえ、より効果的な洪水調節の実施と総合的な運	むけたDX推
75		用を図る。併せて、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者と	進に関する記
		の相互理解・協力の下に、降雨の予測技術の活用や観測網の充実、	述を追記
		施設操作等に必要なデータ連携により、関係機関が連携した効果	
		的な事前放流の実施に努める。また、これらの実施にあたっては、	
		施設管理上の負担が過度とならないよう、業務効率化のため、デ	
		ジタル・トランスフォーメーション(DX)を積極的に推進する。	
	北上川の明治橋から上流部においては、洪水調節施設によって		・65 に移動
	河道への負担を低減させ、堤防の新設、拡築及び河道掘削による		
76	河積の拡大、護岸等の整備により計画規模の洪水を安全に流下さ		
	せる。なお、河道掘削にあたっては盛岡市中心部における緑豊か		
	な空間形成をできる限り維持するよう努める。		
77	北上川の明治橋から狐禅寺までの中流部においては、洪水調節		・66 に移動
.,,	施設によって河道への負担を低減させ、堤防の新設、拡築及び河		

			カロエバーのいか
	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	道掘削による河積の拡大、護岸等の整備により計画規模の洪水を		
	安全に流下させる。また、治水対策を早期かつ効果的に進めるた		
	め、河道や沿川の状況等を踏まえ、住民との合意形成を図りつつ、		
	連続した堤防による洪水防御だけでなく輪中堤や宅地の嵩上げ		
	等の対策を実施する。なお、河道の整備にあたっては、自然環境		
	や史跡等に配慮する。		
	北上川の狭窄部においては、地形的特性から大規模な掘削は行		・67 に移動
78	わず、早期に治水効果を発揮する効果的な対策として、輪中堤や		
	宅地の嵩上げ等を実施する。		
	北上川の狭窄部から下流部においては、堤防の新設、拡築及び		・68 に移動
79	河道掘削により計画規模の洪水を安全に流下させる。なお、河道		
	掘削にあたっては、河口付近の良好な河川環境等に配慮する。		
	また、旧北上川においては、拡散型の氾濫形態を有し浸水時間		・69 に移動
	も長期にわたることから、洪水調節施設によって河道への負担を		
80	低減させ、堤防の新設、拡築及び河道掘削を行うとともに、北上		
	川からの洪水時分派流量の分離と支川江合川から隣接する鳴瀬		
	川水系への分派を、両河川の治水バランスに配慮しながら行う。		
		内水被害の著しい地域においては、気候変動による降雨分布の	・70 から移動
		変化を注視し、河道や沿川の状況等を踏まえ、関係機関と連携・	・表現の適正化
81		調整を図りつつ、流出抑制に向けて貯留浸透機能を確保する対策	
		や、土地利用規制・立地の誘導等、自治体による内水被害の軽減	
		対策に必要な対策を支援する。	
	河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発	河川津波対策に <mark>あ</mark> たっては、発生頻度は極めて低いものの、発	・表現の適正化
	生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応	生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応	
82	を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、	を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、	
	津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すとともに、最	津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すとともに、最	
	大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、	大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」に対しては、津波に	大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」に対しては、津波に	
	よる災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体	よる災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体	
	となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。ま	となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。	
	た、地震・津波対策のため、堤防・水門等の耐震・液状化対策を	また、地震・津波対策のため、堤防・水門等の耐震・液状化対	
	実施するとともに、河口部では津波・高潮を考慮した堤防を整備	策を実施するとともに、河口部では海岸管理者と連携して、必要	
	する。	に応じて気候変動による影響を考慮し、津波・高潮を考慮した堤	
		防を整備する。	
		さらに、洪水・地震・津波・高潮防災のため、遠隔操作設備の	・86 から移動
83		整備、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達、復旧活動等を目的	・表現の適正化
		とする防災拠点等の整備を行う。	
	洪水調節施設、堤防、堰、排水機場、樋門等の河川管理施設の	洪水調節施設、堤防、堰、排水機場、樋門等の河川管理施設の	・表現の適正化
	機能を確保するため、平常時及び洪水時等における巡視、点検を	機能を確保するため、平常時及び洪水時等におけるきめ細かな巡	
	きめ細かく実施し河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、	視、点検の実施により河川管理施設及び河道の <mark>状況</mark> を的確に把握	
	維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状	し、維持管理や補修、機能改善等を計画的に行うことで、常に良	
	態を保持するとともに、河川空間監視カメラによる監視の実施等	好な状態を保持するとともに、河川空間監視カメラによる監視の	
84	により施設管理の高度化、効率化を図る。また、操作員の安全確	実施等、施設管理の高度化、効率化を図る。また、操作員の安全	
04	保や迅速・確実な操作のため、水門等の自動化・遠隔操作化を推	確保や迅速・確実な操作のため、水門等の自動化・遠隔操作化を	
	進する。なお、内水排除のための施設については、排水先の河川	推進する。 さらに、内水排除のための施設については、排水先の	
	の出水状況等を把握し、関係機関と連携・調整を図りつつ適切な	河川の出水状況等を把握し、関係機関と連携・調整を図りつつ適	
	運用を行う。	切な運用を行う。併せて、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化	
		が図られるよう、国及び県の河川・海岸管理者間の連携強化に努	
		める。	
	河道内の樹木については、河川環境の保全に配慮しつつ洪水の	河道内の樹木については、河積阻害の状況や橋梁等の構造物へ	・表現の適正化
	安全な流下を図るため、計画的な伐採等適正な管理を実施する。	の影響など繁茂状況をモニタリングしながら、洪水の安全な流下	
85	土砂や流木については、関係機関と連携を図り治山と治水の一体	を図るため、河川環境の保全・ <mark>創出を図りつつ、計画的に</mark> 伐採等	
	的整備と管理を行う。	を行い、適正な河道管理を実施する。また、河道における中州の	
		発達や深掘れの進行等の状況についても、モニタリングを通じ、	

		,	14111111111111111111111111111111111111
	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		適切な河道管理を実施する。なお、河道管理にあたり、上流から	
		の土砂や流木の流出・流下が重要であることから、砂防や治山に	
		関する機関と連携を図 <mark>るものとする</mark> 。	
00	また、地震・津波防災のため、復旧資機材の備蓄、情報の収集・		・83 へ移動
86	伝達、復旧活動の拠点等を目的とする防災拠点等の整備を行う。		
	さらに、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力		・72 へ移動
0.7	以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、住民等の生命を守		
87	ることを最優先とし、被害をできるだけ軽減するため、河道や沿		
	川の状況、氾濫形態等を踏まえた必要な対策を実施する。		
	平成 9 年 12 月から火山活動が活発化した岩手山に対する土		・92 へ移動
	砂・火山防災のため砂防えん堤の整備等、土砂対策を講ずる。ま		
88	た、産学官と報道機関で構成する研究交流組織と連携して連絡体		
	制の確保、情報の共有化など監視体制を図るとともに、岩手山火		
	山防災マップの活用普及に関係機関等と連携し努める。		
		氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の市街化・開発	・関係機関や地
		など土地利用の変化に伴う流出特性・流下特性の変化や雨水貯留	域住民、民間企
		等の状況の変化、既存ダムの事前放流の実施状況や「田んぼダム」	業と連携した
89		の取組状況等を把握するとともに、治水効果の定量的・定性的な	推進ついて追
09		評価を関係機関と協力して進める。また、気候変動による影響の	記
		顕在化の状況や基本高水を上回る洪水が起こり得ることも踏ま	
90		え、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及	
		び効果的な対策の促進に努める。	
		また、被害対象を減少させるために、流域内の関係者に低中高	・関係機関や地
		頻度といった複数の確率規模の浸水想定や施設整備前後の浸水	域住民との連
		を想定した多段階のハザード情報を提供するとともに、流域の市	携する内容に
		町や県の都市計画・建築部局等が八ザードの要因や特徴等を理解	ついて追記
		し、土地利用計画や都市計画等を通じ、流域の水災害リスクや人	

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	心工川小尔州川罡闸埜平刀到(干成 24 牛 川 月束足)		久艾珪田
		口減少等も踏まえた立地適正化や土地利用規制等により、被害対	
		象を計画的に減少させることで、持続的で水害に強い地域づくり	
		がなされるよう技術的支援を行う。	
	洪水、津波、高潮、土砂、火山等による被害を極力抑えるため、	洪水、津波、高潮、土砂、火山 <mark>災害等及びこれらの複合</mark> による	・表現の適正化
	ハザードマップの作成支援、地域住民も参加した防災訓練、地域	被害の軽減、早期復旧・復興のため、支川や内水を考慮した複合	・関係機関や地
	の特性を踏まえた防災教育への支援等により、災害時のみならず	的なハザードマップや災害対応タイムライン等の作成・改良を促	域住民と連携
	平常時から防災意識の向上を図る。また、既往洪水の実績等を踏	進するとともに、地域住民等への周知や防災訓練での活用を図	した活動の推
	まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情	り、地域住民による自主的な防災行動を基軸に、地域への来訪者	進について追
	報の収集・伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都	を含め、適切な防災行動の実現を目指す。また、平常時から防災	記
	市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民	意識を向上するとともに、適切な防災行動がとれるよう、防災教	
	等と連携して推進する。	育や地域防災リーダー育成等を支援し、地域防災力の強化を促進	
		する。	
		また、既往洪水の実績や隣接する他河川の洪水時の影響等も踏	
91		まえ、洪水予報及び水防警報の充実 <mark>や</mark> 水防活動との連携、河川情	
		報の収集・伝達体制及び警戒避難体制の充実 <mark>を図り、自助・共助・</mark>	
		公助の精神の下、市町長による避難指示等の適切な発令や、住民	
		等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活動、	
		円滑な応急活動の実施等を促進することで、地域防災力の強化を	
		推進する。	
		さらに、デジタル技術の導入と活用で、個々に置かれた状況や	
		 居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう地	
		│ │域住民や外国人観光客を含む来訪者の理解促進に資する啓発活	
		動を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携した防災訓	
		練等により、自主的な避難の実行性の確保に努める。	
		なお、平成9年(1997年)12月から平成16年(2004年)頃ま	・88 から移動
92		で火山活動が活発化した岩手山においては、令和6年(2024年)	・表現の適正化
		6 月頃から再び火山活動が活発化しており、同年 10 月に噴火警	・西暦追記

北上川水糸河川整備基本方針(半成 24 年 11 月東定) 北上川水糸河川整備基本方針(冬更集)			ルトロングラロも供せよさなくままで、	*=##±
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
調する。また、産学官と報道機関で構成する研究交流組織と連携して連絡体制の確保、情報の共有化など監視体制を図るとともに、岩手山火山防災マップの活用普及に関係機関等と連携し努める。 土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫防に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。 対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。 (州世で、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫による八ザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。なお、土砂・洪水氾濫による八ザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。なお、土砂・洪水氾濫による八ザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。なお、土砂・洪水氾濫による八ザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。なお、土砂・洪水氾濫に対験化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨減形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状况等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。 「起過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部の整備の進捗を十分に踏まえつこ、段階的な目標を明確にして河川整備を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。 また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携する改善の考			戒レベル2(火口周辺規制)が発表されている。こうした火山噴	
日の一部の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の			火に対する土砂・火山防災のため砂防 <mark>堰</mark> 堤の整備等、土砂対策を	
に、岩手山火山防災マップの活用普及に関係機関等と連携し努める。 土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、治川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫反び土砂・洪水氾濫防に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。 対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。なお、土砂・洪水氾濫に気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。 「起過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確にして河川整備を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。 「お水対策に関する改善の考したが、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携」する改善の考			講ずる。また、産学官と報道機関で構成する研究交流組織と連携	
3。			して連絡体制の確保、情報の共有化など監視体制を図るととも	
土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、 治川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土 砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害 の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の 軽減に努める。 対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の 対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土 砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。 併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によ るハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。 なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在 対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降 雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の 流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえ て、対策を検討・実施する。 24 超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川 下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確に して河川整備を展開し、本支川及び上下流間のパランスを考慮 し、水系一貫した河川整備を行う。 また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測 技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携			に、岩手山火山防災マップの活用普及に関係機関等と連携し努め	
日本の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土物・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。 対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。 なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施しているよい地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。 超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確にして河川整備を展開し、本支川及び上下流間のパランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。 また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携する改善の考			వ 。	
砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。 対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。			土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、	・土砂・洪水
93 93 93 95 96 97 97 98 98 98 98 98 98 98 98 98 98 98 98 98			沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土	氾濫の追記
野瀬に努める。対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。 超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確にして河川整備を展開し、本支川及び上下流間のパランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。			砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害	
93 対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。 超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確にして河川整備を展開し、本支川及び上下流間のパランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。 また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携する改善の考			の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の	
対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。 併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。 超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確にして河川整備を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。				
93 ゆの流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。 併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。 なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在 対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降 雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の 流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえ て、対策を検討・実施する。 超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川 下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確に して河川整備を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮 し、水系一貫した河川整備を行う。 また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測 技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携 する改善の考				
## (#せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。 超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確にして河川整備を展開し、本支川及び上下流間のパランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。 また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携する改善の考				
るハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。 なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在 対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降 雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の 流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえ て、対策を検討・実施する。 超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川 下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確に して河川整備を展開し、本支川及び上下流間のパランスを考慮 し、水系一貫した河川整備を行う。 また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測 ・治水対策に関 技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携 する改善の考	93			
なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。 超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確にして河川整備を展開し、本支川及び上下流間のパランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。 また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携する改善の考				
対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。 超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確にして河川整備を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。 また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携する改善の考			るハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。	
雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の 流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえ て、対策を検討・実施する。 超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川 下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確に して河川整備を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮 し、水系一貫した河川整備を行う。 また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測 技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携			なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在	
流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。			対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降	
94			雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の	
超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川 下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確に して河川整備を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮 し、水系一貫した河川整備を行う。 また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測 ・治水対策に関 技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携 する改善の考			流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえ	
94 下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確に して河川整備を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮 し、水系一貫した河川整備を行う。 よた、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測 技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携 ・治水対策に関する改善の考			て、対策を検討・実施する。	
94 して河川整備を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮 し、水系一貫した河川整備を行う。		超過洪水対策を含めた本川及び支川の整備にあたっては、本川		・54 へ移動
して河川整備を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。 また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測・治水対策に関 技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携 する改善の考	94	下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、段階的な目標を明確に		
また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測 ・治水対策に関 技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携 する改善の考		して河川整備を展開し、本支川及び上下流間のバランスを考慮		
技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携 する改善の考		し、水系一貫した河川整備を行う。		
			また、流域対策の実施状況、科学技術の進展、将来気候の予測	・治水対策に関
し、更なる治水対策の改善に努める。 え方を追記	95		技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携	する改善の考
			し、更なる治水対策の改善に努める。	え方を追記

			· — ·
	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
96	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、既	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、気	・気候変動によ
	設ダム群の有効活用や連携を図り、新たな水資源開発を行うとと	候変動の影響による降雨量や降雪・融雪量、流況の変化の把握及	る流況変化等
	もに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、都市用水及	び関係者との共有に努めつつ、既設ダム群の有効活用や連携を図	の把握につい
97	び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要	り、新たな水資源開発を行うとともに、広域的かつ合理的な水利	て追記
	な流量の確保に努める。	用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して都市用水及び	
		農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な	
		流量の確保に努める。	
	また、流域の水循環の健全性を維持するために、森・川・海と	また、流域の水循環の健全性を維持するために、森・川・海と	
98	の関連に配慮し、関係機関と連携を図りつつ必要に応じた対策を	の関連に配慮し、関係機関と連携を図りつつ必要に応じた対策を	
	実施する。	実施する。	
	渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報	さらに、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提	・表現の適正化
99	伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑	供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融	
	化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	
100	ウ 河川環境の整備と保全	ウ 河川環境の整備と保全	
	河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の歴史や文	河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と北	・表現の適正化
	化と北上川の関わりを考慮しつつ、多様な動植物が生息・生育・	上川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、北上川の流れが生み	・生態系ネット
	繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このた	出す良好な河川景観を保全するとともに、動植物の多様性が向上	ワークを追記
	め、流域の自然、社会状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適	することを目指して良好な河川環境の保全・創出を図り、豊かで	・河川環境の保
	切に行われるよう、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標	貴重な自然環境及び良好な景観を次世代に継承する。	全・創出の実施
101	を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資す	このため、流域の自然 <mark>的</mark> 、社会 <mark>的</mark> 状況を踏まえ、河川空間管理	に関する記載
101	る川づくりを推進する。	をはじめ、土砂動態にも配慮しながら、ネイチャーポジティブの	を追記
		観点からも河川環境の整備と保全・創出が適切に行われるよう、	
		目標を定め、河川工事等においては多自然川づくりを推進し、生	
		態系ネットワークの形成に寄与する良好な河川環境の保全・創出	
		を図る。	
		河川工事や維持管理により河川環境に影響を与える場合には、	

北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河	
	川環境の保全・創出を図る。また、劣化若しくは失われた河川環	
	境の状況に応じて、河川工事等により、かつての良好な河川環境	
	の再生・創出を図る。	
	河川環境の保全・創出の実施にあたっては、当該河川環境の目	
	標を見据え、重要種を含む多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、	
	河岸、河畔林、河口干潟等の定期的なモニタリングによって生息	
	場及び動植物の応答を確認しつつ、順応的に対応することを基本	
	とする。持続可能で魅力ある地域づくりにも資するよう、地域住	
	民や関係機関と連携しながら川づくりを推進する。また、河川環	
	境の重要な要素である土砂動態等を把握し、河川生態系の保全や	
	砂州の保全、海岸線の保全のための適切な土砂供給と、河床の動	
	的平衡の確保に努める。さらに、新たな学術的な知見も取り入れ	
	ながら動植物の生活史全体を支える環境の確保を図る。	
	生態系ネットワークの形成にあたっては、関係機関との連携に	
	より、河川周辺の水田・森林・ため池など流域の自然環境の保全	
	や創出に取り組む。まちづくりと連携した地域経済の活性化やに	
	ぎわいの場の創出など、自然環境が有する保水・遊水機能や動植	
	物の生息・生育・繁殖の場の提供等の多面的な機能を最大限に活	
	用し、治水対策を適切に組み合わせることにより、持続可能で魅	
	力ある国土・都市・地域づくりを関係機関と連携して推進する。	
	北上川においては、上下流や支川、流入水路等との連続性を維	
	持・保全するとともに、治水対策として実施する河道掘削や貯留	
	機能の確保等に際して、アユ・サケ等が生息・繁殖する瀬・淵や	
	ハクチョウ・カモ・ガン類といった渡り鳥の集団越冬地(餌場)	
	となる低・中茎草地等の生態系ネットワークの形成に寄与する良	
	好な河川環境の保全・創出に取り組む。	

			40上/11/0/3/
	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、河川とその周		・101 へ移動
	辺の生態系に配慮し、治水との調和に努める。また、これら動植		
	物の生息場、休息場等となっている河道内の樹木等の適正な管理		
102	に努める。水域については、サケやアユ等の回遊性魚類の遡上環		
	境等の連続性の確保や産卵場の保全に努めるとともに、水産資源		
	となっているヤマトシジミやモクズガニの生息域の保全に努め		
	る。		
		北上川の上流域では、ヤマセミ等が生息する河畔林の保全、絶	・北上川上流域
103		滅危惧種のスナヤツメ南方種等が生息・繁殖する瀬・淵の保全・	の内容を追記
		創出を図る。	
		北上川の中流域のうち、雫石川・中津川の三川合流点付近から	・北上川中流域
		和賀川合流点に至るまでの区間では、アカゲラやササゴイが生	の内容を追記
		息・繁殖する河畔林の保全、オオヨシキリ等が生息・繁殖する水	
		生植物帯、絶滅危惧種のイカルチドリ等が生息・繁殖する礫河原	
		の保全・創出を図る。また、アユ、サケ、サクラマスや絶滅危惧	
104		種のミサゴ等が生息・繁殖する瀬・淵、絶滅危惧種のタナゴ等が	
104		生息・繁殖するワンド・たまりの保全・創出を図る。	
		和賀川合流点から一関遊水地に至るまでの区間では、コゲラ等	
		が生息・繁殖する河畔林の保全、絶滅危惧種のイカルチドリ等が	
		生息・繁殖する礫河原、マガン等が生息する低・中茎草地の保全・	
		創出を図る。また、アユ、サケ、サクラマス、スナゴカマツカ等	
		が生息・繁殖する瀬・淵の保全・創出を図る。	
		北上川狭窄部では、ヤマセミ等が生息する河畔林の保全、絶滅	・北上川狭窄区
105		危惧種のニホンウナギ等が生息する多様な水際環境の保全・創出	間の内容を追
		を図る。	記
106		北上川下流域のうち岩手・宮城県境から旧北上川分派地点に至	・北上川下流域
100		るまでの区間では、ハクチョウ・カモ類の集団越冬地となってお	の内容を追記

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	り、餌場として利用されている低・中茎草地の保全・創出、ウグ	~~:11
		イ等が行き来できる河川の連続性の保全を図る。	
		日北上川分派地点から北上大堰に至るまでの区間では、ハクチ	
		ョウ・カモ類の集団越冬地となっており、餌場として利用されて	
		いる低・中茎草地、絶滅危惧種のニホンウナギ等が生息する多様	
		な水際環境、絶滅危惧種のタナゴ等が生息・繁殖するワンド・た	
		まりの保全・創出を図る。	
		110 110 1 1 1 1	JV L IIIS⁄E JV I X
407		北上川汽水域では、絶滅危惧種のヒヌマイトトンボやチュウヒ	・北上川汽水域
107		等が生息するヨシ原、絶滅危惧種のニホンウナギ等が生息する多	の内容を追記
		様な水際環境の保全・創出を図る。	
		旧北上川のうち下流域では、絶滅危惧種のニホンウナギ等が生	・旧北上川の内
		息する多様な水際環境、ギンブナ等が生息・繁殖するワンド・た	容を追記
108		まりの保全・創出を図る。	
		汽水域では、絶滅危惧種のヒヌマイトトンボやチュウヒ等が生	
		息するヨシ原、絶滅危惧種のニホンウナギ等が生息する多様な水	
		際環境の保全・創出を図る。	
		江合川では、ハクチョウ・カモ類の集団越冬地となっており、	・江合川の内容
109		餌場として利用されている低・中茎草地、ジュズカケハゼ等が生	を追記
109		息・繁殖するワンド・たまり、絶滅危惧種のギバチ等が生息・繁	
		殖する瀬・淵の保全・創出を図る。	
110		新江合川では、ナガエミクリ等の水生植物帯の保全・創出を図	・新江合川の内
110		వ .	容を追記
	また、河口部においては、ヨシなどの抽水植物群落、汽水域に		・108 の追記を
444	生息するチクゼンハゼやヒヌマイトトンボ、ハマナスなどの砂丘		踏まえ削除
111	性植物群落などの生息地・生育地であったが、このような環境が		
	東北地方太平洋沖地震による広域的な地盤沈下及び津波により		

			カロエババス
	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
	大きく変化したことから、その状況を継続的に調査し、必要に応		
	じて保全措置等を講ずる。		
		さらに、河川内の改変に伴う裸地化の防止に努めるとともに、	・外来種への対
440		特定外来生物の生息・生育が確認された場合には、在来種への影	応を追記
112		響を軽減できるよう、地域住民や関係機関と連携しながら、外来	
		種の分散・拡大の防止など適切な対応を行う。	
	良好な景観の維持・形成については、歴史を育み詩情豊かな美	良好な景観の保全・創出ついては、歴史を育み詩情豊かな美し	・表現の適正化
	しい川として史跡や良好な景観資源の保全・活用を図るととも	い川として史跡や良好な景観資源の保全・活用を図るとともに、	
113	に、治水や沿川の土地利用状況などと調和した水辺空間の維持・	治水や沿川の土地利用状況との調和を図りつつ、沿川自治体等の	
	形成に努める。	関連計画等と整合・連携し、観光資源や貴重な憩いの空間として	
		の水辺景観形成を図る。	
	人と河川との豊かなふれあいの確保については、生活の基盤や	人と河川との豊かなふれあいの確保については、多様な動植物	・表現の適正化
	歴史、文化、風土を形成してきた北上川の恵みを活かしつつ、人	の生息・生育・繁殖環境への影響に配慮しつつ、地域住民の生活	
	を育む場として子供、高齢者や障害者など誰もが安心して親しめ	の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた北上川の恵みを活かし	
	るよう自然とのふれあい、歴史、文化、環境の学習ができる場等	つつ、人を育む場としてこども、高齢者や障害者など誰もが安心	
114	の整備、保全を図る。	して親しめるように、自然とのふれあい、歴史、文化、環境の学	
114		習ができる場、かわまちづくりなど地域住民の利活用の場等の整	
		備・保全を図る。また、沿川の自治体が立案する地域計画等と連	
		携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映する	
		など、地域の活性化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと	
		連携した川づくりを推進する。	
	水質については、松尾鉱山からの強酸性の廃水が流入したこと	水質については、松尾鉱山からの強酸性の廃水が流入したこと	・表現の適正化
	で魚類が大量へい死するなど、自然環境、河川利用等への影響が	で魚類が大量へい死するなど、自然環境、河川利用等への影響が	
115	生じたこれまでの経緯を踏まえ、継続して中和処理による水質改	生じたこれまでの経緯を踏まえ、継続して中和処理による水質改	
113	善を関係機関と協力しつつ、抜本的な改善策等についても検討す	善を関係機関と協力しつつ、抜本的な改善策等についても検討す	
	る。さらに流域の水環境の回復・保全を図るため、関係機関や地	る。さらに、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環	
	域住民と連携・調整を図りながら水質改善に努める。		

	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		境等を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、	
		地域住民との連携を図りながら、良好な水質の保全・改善を図る。	
	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植	・表現の適正化
116	物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全に十分配慮すると	物の生息・生育・繁殖環境や景観の保全・創出に十分配慮すると	
110	ともに、多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環	ともに、貴重なオープンスペースである河川空間の多様な利用が	
	境との調整を図る。	適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との <mark>調和</mark> を図る。	
	また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河	また、環境 <mark>や景観</mark> に関する情報収集やモニタリングを <mark>関係機関</mark>	・表現の適正化
117	川整備や維持管理に反映させる。	と連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとと	
		もに、得られた情報については、地域との共有化に努める。	
	流域の豊かな自然環境、歴史、文化を踏まえ、地域づくりの軸	さらに、川と流域が織りなす豊かな自然環境、風土、歴史、文	・表現の適正化
	となる北上川とするために、河川に関する情報を地域住民と幅広	化を踏まえ、沿川の自治体の地域計画と連携・調整を図りつつ、	
	く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の	流域住民や団体とのつながりや、関係機関との連携を強化し、地	
	充実を図るとともに、上下流の交流活動、河川愛護活動、河川清	域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。そのた	
118	掃など流域の住民が自主的に行う河川管理への幅広い参画等を	め、河川に関する情報を地域住民等と幅広く共有するほか、防災	
	積極的に支援し、沿川の自治体の地域計画と連携・調整を図りつ	学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとと	
	つ、流域住民や関係機関との協働による河川管理を推進する。	もに、上下流の交流活動、河川愛護活動、河川清掃など流域の住	
		民が自主的に行う河川管理への幅広い参画等の支援の充実を図	
		<u> న</u> .	
	2 . 河川の整備の基本となるべき事項	2.河川の整備の基本となるべき事項	
119	(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関す	(1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関す	
	る事項	る事項	
120	ア 北上川	ア 北上川	
	基本高水は、明治 43 年 9 月、昭和 22 年 9 月、昭和 23 年 9 月、	基本高水は、昭和 22 年(1947年)9月、昭和 23年(1948年)	・西暦追記
	昭和 62 年 8 月、平成 14 年 7 月洪水等を主な対象洪水として検	9月、昭和33年(1958年)9月、平成14年(2002年)7月、平	・明治橋追加
121	討した結果、そのピーク流量を基準地点狐禅寺において	成 19 年 (2007 年) 9 月洪水等の既往洪水について検討し、気候	・基本高水のピ
	13,600m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により	変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、基	ーク流量、洪水
	5,100m³/s を調節して河道への配分流量を 8,500m³/s とする。	準地点明治橋においては、そのピーク流量を 6,700m³/s とし、こ	

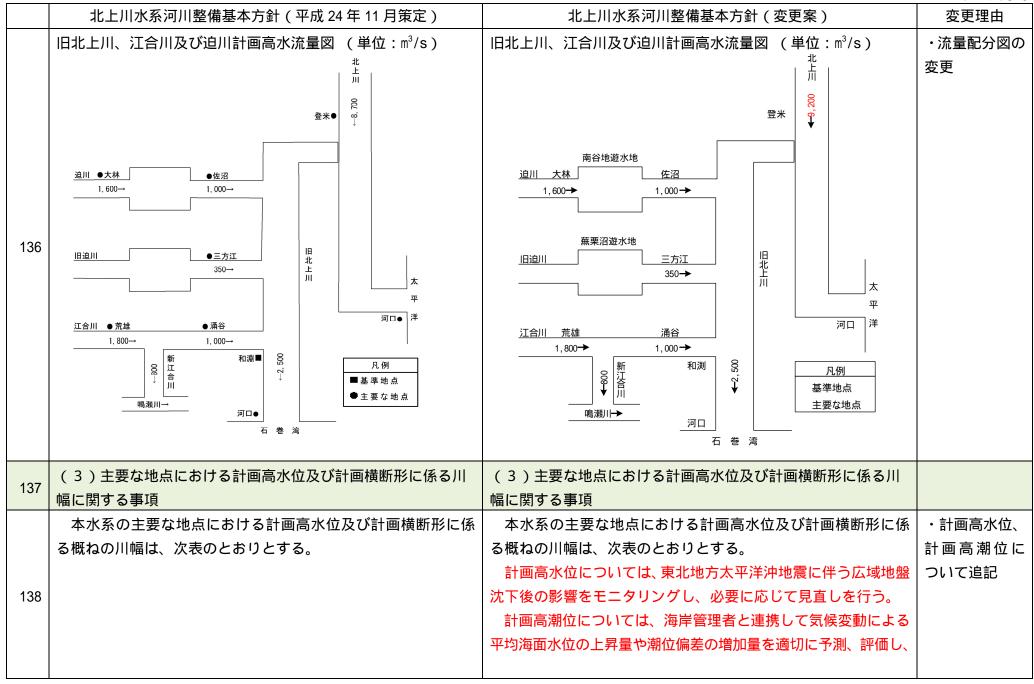
		,	ループリング
	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		のうち流域内の洪水調節施設等により3,600m³/sを調節して河道	調節流量等変
		への配分流量を 3,100m³/s とする。また、基準地点狐禅寺におい	更
		て <mark>は</mark> 、そのピーク流量を 15,700m³/s とし、このうち流域内の洪	
		水調節施設等により 7,200m³/s を調節して河道への配分流量を	
		8,500m³/s とする。	
122	イ 旧北上川	イ 旧北上川	
	基本高水は、昭和22年9月、昭和23年9月、平成10年8月、	基本高水は、昭和 22 年 (1947 年) 9 月、昭和 23 年 (1948 年)	・西暦追記
	平成 14 年 7 月洪水等を主な対象洪水として検討した結果、その	9月、平成 10年 (1998年) 8月、平成 14年 (2002年) 7月、平	・基本高水のピ
	ピーク流量を基準地点和渕において 4,100㎡/s とし、このうち流	成 27 年 (2015 年) 9 月洪水等の既往洪水について検討し、気候	ーク流量、洪水
123	域内の洪水調節施設により1,600m³/sを調節して河道への配分流	変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、基	調節流量等変
	量を 2,500m³/s とする。	<mark>準地点和渕においては</mark> 、そのピーク流量を 4,400m³/s とし、この	更
		うち流域内の洪水調節施設 <mark>等</mark> により 1,900㎡/s を調節して河道へ	
		の配分流量を 2,500㎡/s とする。	
		なお、気候変動の状況やその予測に係る技術・知見の蓄積、流	・気候変動を踏
		域の土地利用や保水・貯留・遊水機能の変化等に伴う流域からの	まえた記載を
		流出特性や流下特性が変化し、また、その効果の評価技術の向上	追記
		など、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設等の配	
		分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合	
		には、必要に応じこれを見直すこととする。	
124			
124			

	北上川	水系河川整	[備基本方針(平成 24 年 11	月策定)	;	変更理由				
	基本高水の	ピーク流量	等一覧表			基本高水のと	・明治橋の追加				
			基本高水の	洪水調節施	河道への			基本高水の	洪水調節施	河道への	・基本高水のピ
	河川名	基準地点	ピーク流量	設による調	配分流量	河川名	基準地点	ピーク流量	設等による	配分流量	ーク流量、洪水
			(m^3/s)	節流量	(m^3/s)			(m^3/s)	調節流量	(m³/s)	調節流量等の
125				(m³/s)					(m³/s)		変更
	北上川	狐禅寺	13,600	5,100	8,500	北上川	明治橋	6,700	3,600	3,100	
	旧北上川	和渕	4,100	1,600	2,500	北上川	狐禅寺	15,700	7,200	8,500	p
						旧北上川	和渕	4,400	1,900	2,500	
126	(2)主要7	な地点にお	ける計画高水流	流量に関する	耳	(2)主要な	は地点にお	ける計画高水流	流量に関する	事項	
127	ア 北上川					ア 北上川					
	計画高水	流量は、館	坂橋において	900m³/s、明	治橋において	北上川の計	・表現の適正化				
	•				川等の支川か	上で、館坂村	・計画高水流量				
					:し、さらに砂	3,100m³/s と	の変更				
128				登米において	8,700m³/s と	らの流入量を					
	し、河口ま ⁻	で同流量と	9 රා			禅寺において					
						量を合わせ、 とする。					
129	イ 旧北上川					イ 旧北上川					
1 2 3			上川の洪水時分)計画高水流	 充量は、北上/	 川の洪水時分派		・表現の適正化
130	旧迫川、江台	川等からの)流入量を合わ	せ、和渕におい	1て2,500m³/s	とし、迫川、	旧迫川、汀	[合川等からの)流入量を合わ	せ、基準地点	
	とし、河口	まで同流量	とする。			和渕において	2,500m³/s	ょとし、河口ま	で同流量とす	る。	
131	ウ 江合川					ウ 江合川					
	計画高水流	流量は、荒	雄において 1	,800m³/s とし	、新江合川に	支川江合川	の計画高な	水流量は、荒な	誰地点において	て1,800m³/sと	・表現の適正化
132	800m³/s を分	ì派して、IE	3北上川合流点	まで1,000m³/	s とする。					ハて 1,000m³/s	
						とし、旧北上	-川合流点	まで同流量とす	する。		

北上川水系

北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
		又入在田
工 迫川、旧迫川	工 迫川、旧迫川	
迫川の計画高水流量は、大林において 1,600m³/s、佐沼におい	支川迫川の計画高水流量は、大林地点において 1,600m³/s、佐	・表現の適正化
て1,000m³/s とする。	沼地点において 1,000m³/s とする。	
旧迫川の計画高水流量は、三方江において 350m³/s とする。	支川旧迫川の計画高水流量は、三方江地点において 350m³/s と	
	する。	
北上川計画高水流量図(単位:m³/s)	北上川計画高水流量図(単位:m³/s)	・流量配分図の
型布川 1,500 明治権 ● 1,200 - 1	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	变更
	旧迫川の計画高水流量は、三方江において 350m³/s とする。 北上川計画高水流量図(単位: m³/s) ^{集石川} 1,500 → 00' 8 → 1,200 「開設州	田迫川の計画高水流量は、三方江において 350㎡/s とする。 支川田迫川の計画高水流量は、三方江地点において 350㎡/s とする。 北上川計画高水流量図(単位:m³/s)

北上川水系



	北上川	水系河川整	備基本方針(平原	成 24 年 11 月	月策定)	北	上川水系河	川整備基本方針	(変更案)		変更理由
						海岸保全基本計	一画との整合	合を図りながら、	必要に応じ	て見直しを	
						行う。					
	主要な地点	点における記	十画高水位及び川	幅一覧表		主要な地点に	おける計画	画高水位及び川幅	富一覧表		
	河川名	地点名	¹ 河口又は合流点 からの距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)	河川名	地点名	¹ 河口又は合流点 からの距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)	
		館坂橋	189.5	123.98	80		館坂橋	189.5	123.98	80	
	北上川	明治橋	186.5	120.51	170	北上川	明治橋	186.5	120.51	170	
		男山	124.7	55.35	440		男山	124.7	55.35	440	
		狐禅寺	77.9	27.54	640		狐禅寺	77.9	27.54	640	
		登米	31.2	11.74	390		登米	31.2	11.74	390	
		河口	-0.6	² 7.40	680		河口	-0.6	² 7.40	680	
	旧北上川	和渕	21.8	4.98	420	旧北上川	和渕	21.8	4.98	420	
139	1日40工/川	河口	0.6	³ 1.63	220	111461111	河口	0.6	³ 1.63	220	
	77.A.III	荒雄	旧北上川合流点から 26.6	20.75	190	`T A III	荒雄	旧北上川合流点から 26.6	20.75	190	
	江合川	涌谷	旧北上川合流点から 10.8	9.89	150	江合川	涌谷	旧北上川合流点から 10.8	9.89	150	
	新江合川		鳴瀬川合流点から 4.5	20.18	120	新江合川		鳴瀬川合流点から 4.5	20.18	120	
		大林	旧北上川合流点から 33.4	16.48	240		大林	旧北上川合流点から 33.4	16.48	240	
	迫川	佐沼	旧北上川合流点から 16.9	8.88	100	迫川 	佐沼	旧北上川合流点から 16.9	8.88	100	
	旧迫川	三方江	旧北上川合流点から 12.7	5.99	270	旧迫川	三方江	旧北上川合流点から 12.7	5.99	270	
	1		•					•			
			注)T.P.	:東京湾中	等潮位			注)T.P.:	東京湾中等	朝位	
			1	: 基点から	の距離			1:	基点からの	距離	
			2	:施設計画.	上の津波水位			2:	施設計画上の	の津波水位	
			3	: 計画高潮	泣			3:	計画高潮位		

			10-11-5-75
	北上川水系河川整備基本方針(平成 24 年 11 月策定)	北上川水系河川整備基本方針(変更案)	変更理由
14	(4)主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必	(4)主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必	
14	要な流量に関する事項	要な流量に関する事項	
	北上川水系における流水の正常な機能を維持するため必要な	北上川水系における流水の正常な機能を維持するため必要な	・表現の適正化
	流量は、分派地点下流においては、水利使用の多い旧北上川を対	流量は、分派地点下流においては、水利使用の多い旧北上川を対	I
14	1 象とし、流入支川の状況、利水の現況、動植物の保護・漁業、水	象とし、流入支川の状況、利水の現況、動植物の保護・漁業、水	I
	質、景観、塩害の防止等を考慮して、狐禅寺、明治橋で設定する。	質、景観、塩害の防止等を考慮して、 <mark>基準地点</mark> 狐禅寺、 <mark>基準地点</mark>	I
		明治橋で設定する。	<u> </u>
14	各基準地点から下流の各区間における既得水利、ならびに各基	各基準地点から下流の各区間における既得水利、 <mark>並び</mark> に各基準	・表現の適正化
14	準地点の平均低水流量、平均渇水流量は次表のとおりである。	地点の平均低水流量、平均渇水流量は次表のとおりである。	<u> </u>
	流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、	流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、	・表現の適正化
	動植物の保護、流水の清潔の保持、景観、塩害の防止等を考慮し、	動植物の保護、流水の清潔の保持、景観、塩害の防止等を考慮し、	I
14	3 狐禅寺地点において年間を通じて概ね 70㎡/s、明治橋地点におい	基準地点狐禅寺において年間を通じて概ね 70m³/s、基準地点明治	I
	て年間を通じて概ね 20m³/s とする。	橋において年間を通じて概ね 20m³/s とし、流水の適正な管理、	I
		円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。	<u> </u>
	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利	I
14	流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は	流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は	I
14	† 増減するものである。	増減するものである。	I

	北上	二川水系河川整備	基本方	針(平原	成 24 年	11 月策	定)			北上川水系河]川整備	基本方針	†(変更	(案)		変更理由
			既得水	利権表					既得水利権表							・時点更新
				既得	水利量 (m^3/s)	•				既得水利量(m³/s)					
	地点名	区間名	かん がい 用水	水道用水	工業用水	雑用 水	合計		地点名	区間名	かん がい 用水	水道用水	工業用水	雑用		
145		旧北上川河口								旧北上川河口						
140	狐禅寺	~ 狐禅寺地点	58.1	3.5	5.4	-	67.0		狐禅寺	~ 狐禅寺地点	45.6	2.0	5.3	-	52.9	
	明治橋	狐禅寺地点 ~	19.2	0.6	1.4	0.02	21.2		明治橋	狐禅寺地点 ~	18.5	0.6	2.0	0.02	2 21.1	
	.5	四十四田ダム							73774	四十四田ダム						
			流汐	记表							流沂	表				・時点更新
		流況 (m³/s)									济	₹況(m³/	's)			
	地点名	統計期間と年数			平均低	_水 │ 平 ^⅓	匀渇	地点名		統計期	間と年数	፟፟፟ጟ	平均化	低水 :	平均渇水	
		期間		年数	流量 7		火		期間		年数	流量	量	流量		
		7/31-3		1 22		i	量			昭和 27 年						
146	狐禅寺	昭和 27 年 ~ 平成 15 年	≣	52	163.2	10	03.6		狐禅寺	~令和5年 (平成10,205	年欠測)	70	16	4.6	107.9	
	明治橋	昭和 27 年 ~平成 15 年 和 28,32,33, 年欠測)	`	48	47.5	2	9.0		明治橋	昭和 27 年 ~令和 5 年(日 28,32,33,36 成 20,27~30	年、平	63	5	0.6	31.9	
		年欠測)	30)				

